

高校生の二輪車安全運転教育の取り組み

埼玉県 三ない運動 見直しの記録

発行：一般社団法人日本自動車工業会 二輪車委員会

協力：埼玉県教育委員会





発行に寄せて

稲垣 具志 (中央大学研究開発機構 准教授)

埼玉県の高校生に対する二輪車指導のあり方を検討する委員会に参画し、会長として議事を進行しました。

検討委員会では、40年近くにわたり続いてきた「三ない運動」の効果と今後のあり方を検証するため、交通安全教育に関するさまざまな資料やデータを集め、客観的な事実をもとにした議論がなされるよう心がけました。

結論は、「三ない運動」を継続するか廃止するかという単純な選択ではありませんでした。将来にわたって高校生を交通事故の当事者にしないために、また、理想的な高校生活から離れることなく進路実現するには、どのような安全教育が必要か、高度な議論による合意形成でした。結果的に、高校生の上二輪車利用を取り巻く社会環境の変化と実態を重く捉え、「三ない運動」を発展的に解消するという一つの見解が導かれたということです。

旧指導要項を制定した埼玉県教育委員会が、自ら能動的にそれを検証する検討委員会を設置して、高校生のための二輪車に関する新しい交通安全教育を打ち出した。これはたいへん画期的なことで、行政のあり方として高く評価できると思います。

今後は新しい指導要項による取り組みが、高校生の適正な二輪車利用と交通安全につながっているか、継続的にモニタリングを行い、さらなる安全対策に活かしていくことが大切です。そこで十分な成果が得られれば、埼玉県の取り組みは、「三ない運動」を効果的に解消したモデルケースとして、全国の参考になるのではないのでしょうか。

当事者保護に偏りがちであるとしばしば指摘されるわが国において、より積極的な交通安全教育を実現していくため、この記録冊子は、関係者の議論に供する資料としてぜひご活用いただきたいと思います。

令和3年1月

稲垣具志 (いながきともゆき) プロフィール

土木計画学・交通工学を研究分野とし、二輪車関連の研究にも携わる。日本大学理工学部交通システム工学科助教を経て令和2年度より中央大学研究開発機構准教授。平成24年「二輪車のバス専用通行帯通行に関する研究」、平成29年「自動二輪車の交通事故分析とその活用」などの研究プロジェクトを推進。埼玉県の「高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会」では会長を務めた。

目次

はじめに	4
巻頭資料① 埼玉県教委の取り組み年譜	5
巻頭資料② 埼玉県・二輪車指導要項の新旧対照	6
巻頭資料③ 埼玉県・自動二輪車等交通安全講習の実施体制	8

I . 社会情勢の変化と二輪車指導

1. 埼玉県における「三ない運動」	10
2. 県議会・一般質問への対応	12
「三ない運動」の検証を行うことにした理由	13
検討委員会開催までの準備	14
3. 検討委員会での協議経過	15
「三ない運動」の“精神”を継承することで廃止へ合意	22
4. 報告書「提言」の要点	23

II . 新しい二輪車指導と安全教育

1. 新指導要項の制定	26
新指導要項の内容	27
免許取得等の手続きに関する規定	28
新指導要項および手続きの周知徹底	28
2. 二輪車安全運転教育への取り組み	30
外部団体と協力し埼玉県教委が交通安全講習を主催	31
受講生徒数の規模に応じて対応	33
受講生徒の約8割が講習を高く評価	34
3. モニタリング組織の活動	35
埼玉県・高校生の二輪車免許取得者数と交通事故発生状況	36

III . 資料編 (38 頁～ 78 頁)

はじめに

新しい二輪車指導のあり方を示した 埼玉県教育委員会の取り組み

埼玉県教育委員会（以下「埼玉県教委」）は、平成28年12月から平成30年1月までの1年余りにわたり、「高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会」（以下「検討委員会」）を運営し、従来同県が取り組んできた二輪車指導の検証と、交通安全教育のあり方について検討を行った。検討委員会がまとめた報告書は、平成30年2月20日、埼玉県教育委員会教育長（以下「埼玉県教育長」）へ提出された。

この報告書を踏まえ埼玉県教委は、昭和56年2月に施行した「自動二輪車等による事故・暴走行為等の指導要項」（以下「旧指導要項」）を平成31年3月31日に廃止し、翌4月1日、「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」（以下「新指導要項」）を施行した。

旧指導要項による二輪車指導は、原則的に高校生の二輪車利用を禁止する「三ない運動」として展開されていたが、新指導要項への移行によって同運動は役割を終えることとなった。これに替わり埼玉県教委が示した新しい二輪車指導は、生徒の二輪車利用を否定することなく、安全運転教育を実施していく内容となっている。

本書は、検討委員会の発足から協議の経過を整理し、新指導要項が制定され、高校生に対する二輪車交通安全講習が実施されるまでの埼玉県教委の取り組みを記録した。

全国の高等学校の多くは「三ない運動」という呼称に限らず、原則的に生徒の二輪車の免許取得・乗車を禁止する指導を行っている。今後、多くの教育関係者がこの記録を手にし、これからの二輪車指導のあり方について考察するきっかけになれば幸いである。

本書の制作にあたってご指導をいただいた稲垣具志先生、多大なご協力をいただいた埼玉県教委に篤く感謝申し上げます。

令和3年3月

一般社団法人日本自動車工業会 二輪車委員会

巻頭資料① 埼玉県教委の取り組み年譜

	月 日	主な取り組み
平成 28 年度	10月4日	埼玉県議会で「三ない運動」に関する質問に埼玉県教育長が答弁
	12月21日	第1回 高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会
	3月21日	第2回 検討委員会
平成 29 年度	5月31日	第3回 検討委員会
	7月5日	第4回 検討委員会
	7月11日	埼玉県 高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査実施
	8月28日	第5回 検討委員会
	9月20日	第6回 検討委員会
	11月13日	第7回 検討委員会
	12月19日	第8回 検討委員会
	1月24日	第9回 検討委員会
	2月16日	報道発表 検討委員会報告書まとまる
	2月20日	検討委員会報告書を埼玉県教育長へ提出
平成 30 年度	9月11日	高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項（教育長決裁）
	9月13日	新指導要項について教育委員会へ事前説明
	9月25日	新指導要項について教育委員会へ報告
	同 日	高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項（制定）
	同 日	報道発表 新指導要項制定について
	3月28日	自動二輪車等の指導に関するリーフレット配付
3月29日	自動二輪車等交通安全講習の概要（通知）	
平成 31 年度 ／ 令和 元 年度	4月1日	高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項（施行）
	5月29日	自動二輪車等交通安全講習実施要項（通知）
	7月25日	自動二輪車等交通安全講習・北部実施
	7月30日	自動二輪車等交通安全講習・南部実施
	8月26日	自動二輪車等交通安全講習・秩父①実施
	9月15日	自動二輪車等交通安全講習・西部実施
	10月20日	自動二輪車等交通安全講習・秩父②実施
	12月22日	自動二輪車等交通安全講習・東部実施
2月7日	高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導検討委員会（モニタリング）	
令和 2 年度	8月3日	自動二輪車等交通安全講習・秩父①実施
	8月6日	自動二輪車等交通安全講習・東部実施
	8月24日	自動二輪車等交通安全講習・西部実施
	10月4日	自動二輪車等交通安全講習・北部実施
	10月18日	自動二輪車等交通安全講習・秩父②実施
	12月26日	自動二輪車等交通安全講習・南部実施

巻頭資料② 埼玉県・二輪車指導要項の新旧対照

指導要項の改定によって、生徒の二輪車利用は従来の原則禁止の扱いから、免許取得・車両購入・運転については届出制へと変更（バイク通学については特例許可）。新旧の具体的な対応と手続きをまとめた。

〈旧指導要項〉「三ない運動」を推進（バイクは原則禁止）

自動二輪車等による事故・暴走行為等防止の指導要項

（昭和56年2月2日～平成31年3月31日）

	対応	手続き
免許取得	(特別の事情以外) 認めない	生徒が書類を提出 ↓ 学校が許可証を発行 ↓ 学校の統一許可証を車両に貼付
車両購入	(特別の事情以外) 認めない	
運転	(特別の事情以外) 認めない	
バイク通学	(特別の事情以外) 認めない	

(1) 次のいずれかの場合、免許取得および乗車を許可することができる。

ア 次の①または②に該当する生徒の通学に許可する場合
※通学时以外は乗車しないよう指導。

① 通学に際し、利用し得る適当な交通機関がなく、遠距離のため自転車通学が困難である。

② 身体上の故障等により、ほかに適当な通学方法がない。

イ 稼業の手伝いや定時制の生徒の職業上の都合等で、自動二輪車等を使用する必要を認めた場合
※必要を認めた時以外は乗車しないよう指導。

ウ その他、とくに必要と認める場合
※学校の許可条件を明確に示した上で許可する。

(2) 許可車両の排気量は、原則として50cc以下とする。

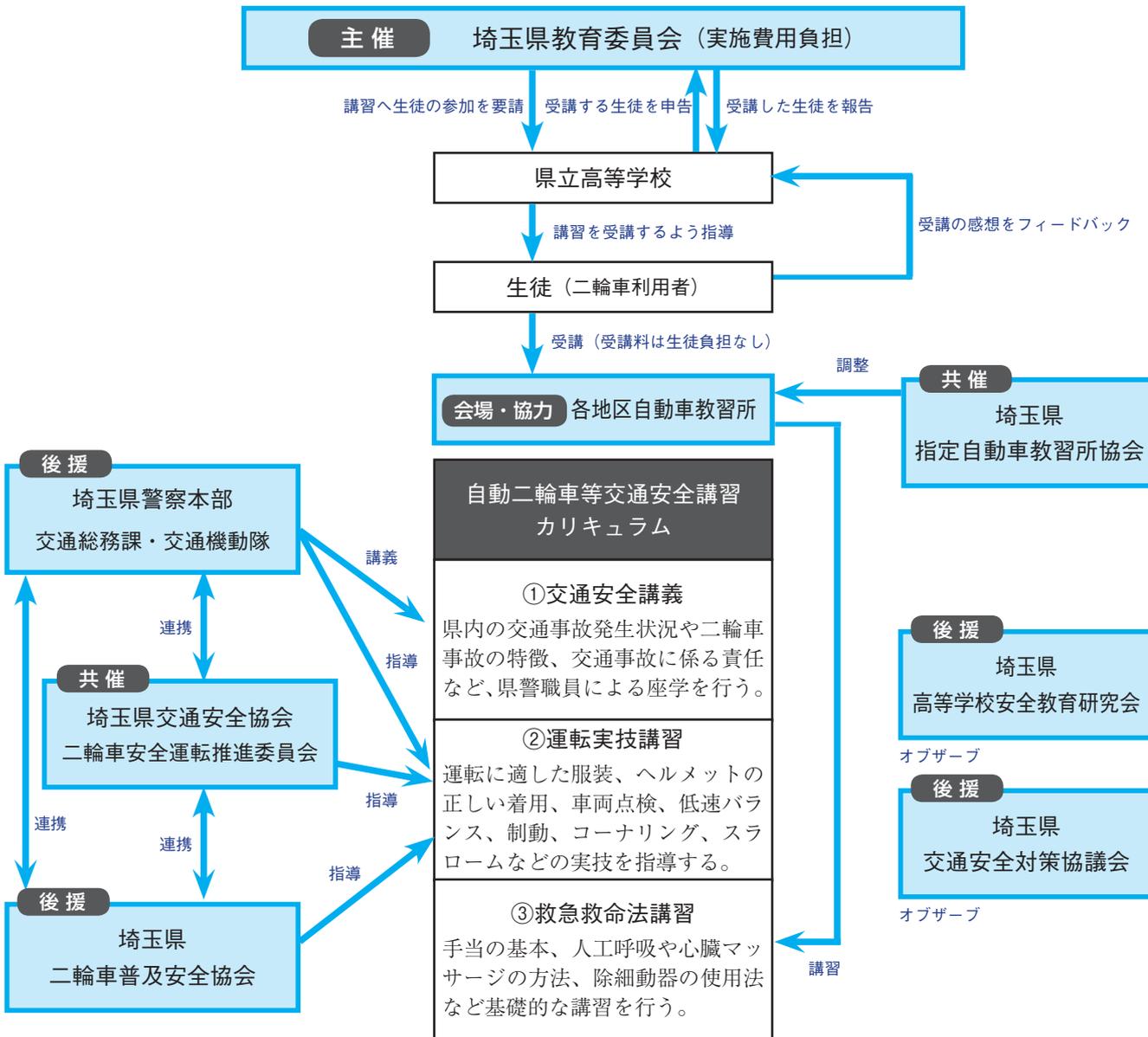
〈新指導要項〉「生徒と保護者の同意による届出制」(バイク利用可)

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項
(平成31年4月1日～)

	対応	手続き	
		原付	自動二輪車
免許取得	届出を行わせる 生徒と保護者に確認した上で、必要な書類を提出させる等の手続きを行う。	生徒は免許取得届を提出 ↓ 学校は面談等を実施 ↓ 生徒は免許を取得	
車両購入	届出を行わせる 生徒と保護者に確認した上で、必要な書類を提出させる等の手続きを行う。	生徒は購入等報告書を提出 ※要任意保険加入 ↓	
運転	届出を行わせる 生徒と保護者に確認した上で、必要な書類を提出させる等の手続きを行う。	生徒は運転誓約書を提出	

バイク通学	次のいずれかの場合に限る ア 通学に際し、利用し得る適当な交通機関がなく、かつ遠距離のため自転車通学が困難である場合。 イ その他、とくに校長が必要と認める場合 ※ 車両の排気量は、原則 50cc 以下とする。	生徒は通学許可願を提出 ↓ 学校は通学許可書を発行 ↓ 学校の統一許可証を車両に貼付
-------	--	--

巻頭資料③ 埼玉県・自動二輪車等交通安全講習の実施体制



二輪車の交通安全講習に関する相談窓口（全国組織）

- ◆一般財団法人 全日本交通安全協会 二輪車安全運転推進委員会（略称：全安協・二推）
二輪車安全運転特別指導員の養成および研修を行う。二輪車の安全運転講習等は各都道府県の交通安全協会が実施。
*問合せ：03-3264-2641 * URL：https://www.jtsa.or.jp/
- ◆一般社団法人 日本二輪車普及安全協会（略称：日本二普協）
二輪車メーカーおよび販売会社等が加盟し、全国8地域に事務所を置き二輪車の安全運転講習などを実施。
*問合せ：03-6902-8190 * URL：https://www.jmps.or.jp/
- ◆一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会（略称：全指連）
都道府県指定自動車教習所協会を統括する団体。*問合せ：03-3556-0070 * URL：http://www.zensiren.or.jp/

I . 社会情勢の変化と二輪車指導



「三ない運動」を見直した理由とは？

1. 埼玉県における「三ない運動」

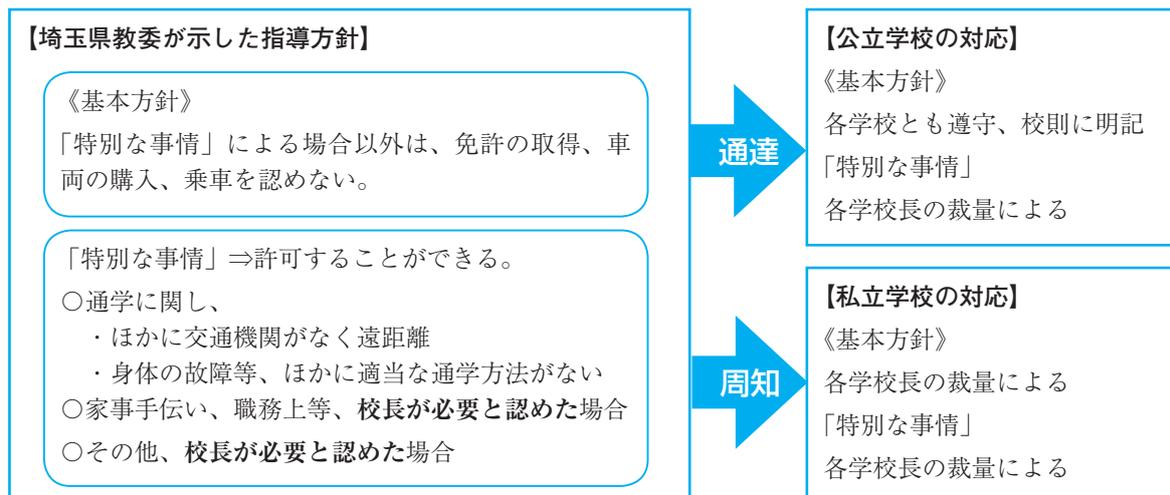
昭和 50 年代には全国的に高校生の二輪車^①事故が急増し、暴走等の非行行為も増大した。埼玉県も同様に、昭和 55 年、埼玉県教委内に「暴走行為等防止対策連絡協議会」が設置され、交通事故・暴走行為への対策をどうするか検討がなされた。

埼玉県教委はその検討結果を踏まえ、昭和 56 年 2 月、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止の指導要項」を制定した。埼玉県における「三ない運動^②」は、この要項により、「特別な事情による場合以外は、高校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入および乗車を認めない^③」とした指導方針を指す。

■埼玉県の「三ない運動」が開始された経緯

- ・ 昭和 55 年 5 月 : 高校生の二輪車の交通事故増加を受け、埼玉県教委内にプロジェクトチームを設置。
- ・ 昭和 55 年夏秋 : 埼玉県高等学校 PTA 連合会 (県高 P 連) および各地区高等学校生徒指導委員会が、埼玉県教育長宛てに高校生の二輪車事故の防止等に係る要望書を提出。
- ・ 昭和 55 年 9 月 : 埼玉県教委は「暴走行為等防止対策連絡協議会」(略称「暴防協」) / 会長: 県高 P 連会長) を設置。
- ・ 昭和 55 年 12 月 : 暴防協から埼玉県教育長宛てに指導方針と具体的施策に係る検討結果を報告
- ・ 昭和 56 年 2 月 : 埼玉県教委が「指導要項」を定め、県内の高校宛てに発出。

■指導要項の各学校への通達・周知



①二輪車；自動二輪車と原動機付自転車を合わせたもの。「バイク」と同義とする。埼玉県教委の資料では「自動二輪車等」と表記される。

②三ない運動：「バイクの免許を取らない」「バイクに乗らない」「バイクを買わない」の“バイク三ない”をスローガンに掲げ、高校生の二輪車利用を禁止する社会運動。PTA 組織が主体となって推進しているケースが多い。

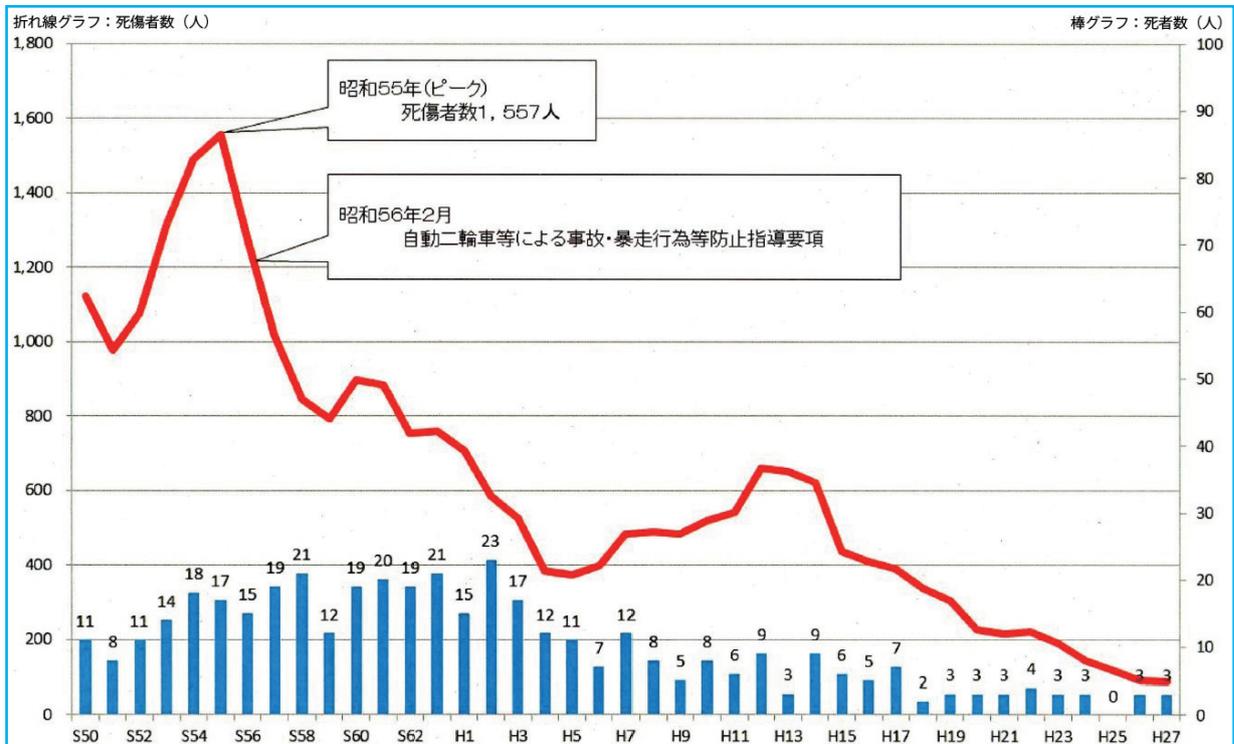
③秩父地区など交通の不便な地域の学校では特例的に生徒のバイク通学を認めていた。

埼玉県の場合のみならず、「三ない運動」の目的は、二輪車による交通事故から高校生の命を守ることと、暴走族への加入など非行を防ぐ狙いがあった。昭和 55 年当時、埼玉県内での高校生の二輪車事故による死傷者数は年間 1,557 人にも達し、緊急的かつ強制力のある二輪車指導が求められる状況にあった。

「三ない運動」の推進により、同県の高校生の二輪車事故による負傷者数は大幅に減少し、死者数に関しても平成 8 年以降は 1 桁台に抑えられている^①。また暴走族による反社会行為は、全国的にみて終息への一途をたどっており、こうした趨勢をつくってきた要因の一つが「三ない運動」の効果であったと考えられる。

埼玉県教委の指導主事は、「学校現場では生徒をバイクに乗せないのが当たり前であって、免許取得の禁止を疑うことなどありませんでした」と振り返る。「三ない運動」は、長年にわたって根強く浸透していたもので、生徒指導の立場からは「見直そう」という発想が出てくることのない基本的な原則であった。

■埼玉県における高校生の自動二輪車等による死傷者数の推移



①昭和 56 年以降、負傷者数が大幅に減少していくが、平成 3 年ごろまで死者数が減らなかった。このことに関する疑問は後述する検討委員会 (⇒ 15 頁参照) で指摘されたが、真の原因は不明であった。

2. 県議会・一般質問への対応

長年にわたって定着していた埼玉県の「三ない運動」だが、平成 28 年 10 月 4 日、埼玉県議会で松澤正議員（自由民主党）から「高校生のバイクの三ない運動について」の一般質問があり、これに関根郁夫埼玉県教育長（当時）が答弁している^①。

松澤議員の質問趣旨は、「現在における三ない運動の効果について、どのように考えているか」、また、「三ない運動を廃止すべきと考えるが、今後についてどう考えているか所見を伺う」というもの。教育長の答弁は次の通り。

■埼玉県教育長の議会答弁（平成 28 年 10 月 4 日）

まず、いわゆる「三ない運動の効果について」でございます。

この運動を進めた背景には、高校生の自動二輪車等の事故死傷者数の増加がございます。高校生の自動二輪車等事故死傷者数は昭和 50 年代に増加しつづけ、昭和 55 年にはピークとなる 1,557 人でありました。翌年の昭和 56 年にこの運動を進めた以降は、減少傾向をたどり、平成 27 年は 88 人にまで減少しております。このように、高校生の命を守るという点では、効果があったものと考えております。

次に、「三ない運動を廃止すべきと考えるが、今後についてどう考えているか」についてでございます。

議員御指摘のとおり、この運動を始めてから 35 年が経過し、交通網や社会情勢など、高校生を取りまく情勢は大きく変化しております。また、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられるなど、高校生の自立を促すことが求められております。

在校中のみならず、生涯を通じて交通事故の当事者にさせないためには、発達の段階に応じた交通安全教育を積み重ねるとともに、高校生においても、交通安全について自ら考えさせることが大切であると考えております。

今後の「三ない運動」については、関係者等を入れた検証組織を立ち上げ、これまでの自動二輪車等に関する生徒指導について幅広く検証するとともに、この運動のあり方について検討してまいります。

①この一般質問と答弁の全文は、埼玉県議会のホームページに掲載されている。平成 28 年 9 月定例会「一般質問 質疑質問・答弁全文（松澤正議員）」を参照のこと。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-gaiyou/h2809/j050.html>

「三ない運動」の検証を行うことにした理由

埼玉県教育長は答弁の締めくくりに、これまでの二輪車指導のあり方について検証すると述べた。

議会で質問がなされる数週間前、「三ない運動」については議員から埼玉県教委へ問い合わせ等のアプローチがあり、埼玉県教委は一般質問に備えて同県における二輪車指導の根拠や経緯、交通事故の発生状況などについて整理した。その結果、埼玉県教委では「これまでのやり方について、関係者を集めた検証組織に検討を委ねる必要がある」との考えでまとまったのだった。

背景には、「三ない運動」の開始から35年が経過し、その間に高校生を取り巻く社会情勢が大きく変化したことが挙げられる。これまでの二輪車指導のあり方と、いま高校生に求められている教育のあり方が整合しているか、点検してみることが必要だと判断されたのである。

社会情勢の変化には、次のような事柄が挙げられた。

■ 検証を行う理由となった社会情勢の変化

- ① 現行指導要項の施行から35年が経過し、道路交通法の改正、道路の整備向上など交通環境が大きく変化しており、交通事故は大幅に減少した。
- ② 暴走行為を行う青少年が大幅に減少した。
- ③ 平成28年6月から、選挙権年齢が18歳に引き下がった^❶。
⇒ 高校生が自ら考えて判断する自主・自律の教育が強く求められている。
- ④ 関東では埼玉県だけが「三ない運動」を実施しており、全国的にも「三ない運動」を推進している教育委員会は少ない状況になった。

❶ 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生の自立を促す教育にはいっそう重点が置かれる。

検討委員会開催までの準備

埼玉県教委の担当者は、「とくに選挙権年齢の引き下げは大きなきっかけでした。生徒の自立を促す教育を進める一方で、運転免許は禁止では説明がつかないという意見が出てきました。しかし、最初から三ない運動を廃止するという答えがあったわけではなく、あくまでも検討委員会の協議に諮ったうえで、今後のあり方を探ろうというものでした」と振り返っている。「三ない運動」について検証する意向は関係部署と共有され、学校長協会やPTA組織など関係団体へも伝えられた。

第1回の検討委員会は、平成28年12月21日に開催されている。一般質問がなされてから3カ月足らずで準備が進められた。まず、委員を誰に委嘱するか精査し、推薦状あるいは依頼状を作成して関係方面へ送付。また、会議の進め方をどうするかの要項を策定し、検討の参考にするさまざまな資料も作成された。

■検討委員会開催までに行った作業および作成資料（平成28年）

- 11月18日：関係各方面へ検討委員会委員への就任依頼（生徒指導課長より）
- 11月24日：日本大学理工学部・稲垣具志助教（当時）への委員就任依頼（教育長より）
- 12月1日：「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会設置及び運営要項」発出
- 12月16日：教育委員会のホームページに公開での検討委員会開催を告知^❶
- 12月20日：検討委員会での配付資料の準備完了。以下資料一覧。

- ①資料目次、次第、座席表、出席者名簿、委員名簿
- ②検討委員会設置及び運営要綱→41頁参照
- ③現行の指導要項→38頁参照および概要図
- ④埼玉県における高校生の自動二輪車等による死傷者数の推移→11頁参照
- ⑤学校校則調査の結果→43頁参照
- ⑥他県の二輪車指導への取り組み状況
- ⑦埼玉県における交通安全教育の取り組み状況
- ⑧平成29年度の新入生向け二輪車指導リーフレット（案）
- ⑨平成27年度「二輪車・普通車指導の実態調査結果」の概要
- ⑩指導方針検討参考資料→44頁参照

❶検討委員会は公開で行われ、傍聴や報道機関の取材も受け入れた。傍聴のルールや記者への録音・撮影のルールなども紙にまとめ、当日は進行役が注意喚起をアナウンスするなど、議事進行に差し障りが出ないように配慮した。

3. 検討委員会での協議経過

検討委員会の名称は「高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会」とされ、交通安全教育に関する全般的なものではなく、二輪車指導に照準が絞られた。検討委員会の設置・運営要項（⇒41頁参照）には、現行の指導要項の効果や今後の指導のあり方を検証すると記されている。

検討委員会の事務局は埼玉県教育局が担当し、委員には、学識経験者、学校関係者、保護者代表、交通安全機関・団体から18名が召集された。会長には、第1回の検討委員会において日本大学の稲垣具志助教（当時）が選ばれ、ほかに学校教育関係者から4名の副会長が選任された。

■高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会・委員名簿

【所属】	【役職（職名）】	【氏名】	（第3回から交代）
日本大学	助教	稲垣 具志	◎
埼玉県高等学校PTA連合	会長	成田 元彦	○
私立小学校中学校高等学校保護者会連合会	理事	大山 陽子	○
埼玉県高等学校長協会	会長	春山 賢男	○ 杉山 剛士○
（一社）埼玉県私立中学高等学校協会	理事	田部井勇二	○
埼玉県教育局県立学校部	県立学校部長	古川 治夫	
さいたま市教育委員会	学校教育部参事兼高等教育課	榎 拓治	大竹 実
埼玉県都市教育長協議会	会長	野原 晃	中村 幸一
埼玉県町村教育長会	会長	船戸 裕行	
埼玉県高等学校定時制・通信制校長会	副会長	小玉 清司	
埼玉県高等学校長協会公立学校部会	会長	細田眞由美	関田 晃
埼玉県高等学校安全教育研究会	会長	木田 一彦	山本 美苗
埼玉県中学校長会	会長	須藤 一郎	松本 文利
埼玉県PTA連合会	会長	齋藤 芳尚	
（一財）埼玉県交通安全協会	専務理事	榎本 芳司	
（一社）埼玉県指定自動車教習所協会	会長	塩原 弘三	
埼玉県二輪車普及安全協会	事務局長	筒井 賢吾	
（一社）日本自動車工業会	二輪車安全教育分科会長	飯田 剛	

※◎会長 ○副会長 ※年度が変わり、第3回から6名が交代した。

検討委員会事務局の実務について少し触れておくと、こうした外部からの委員を十数人も集める委員会には稀で、参考になる過去の事例やノウハウは少なかった。

会議日程の調整から会議室の確保、開催告知、資料作成、会議運営、会議録まとめ、会議録の承認、会議録の開示といった作業が繰り返された。このほか、会長との進行打ち合わせ、関係部署との情報共有、マスコミ対応が毎回必要になり、さらに必要に応じて資料作成に伴う近隣県への視察、生徒に対する意識調査の実施など、調査に係る業務も課内の職員によって行われた。

開催当初、事務局では、検討委員会の開催を平成 29 年 12 月中に終わる計画で進めていたが、報告書のとりまとめに時間がかかり会議を増やしたため、最終の検討委員会は翌年に持ち越されることになった。

第 1 回から第 9 回までの会議の要点と、委員が発言した主な意見を紹介する。各検討委員会の会議録は、埼玉県教委のホームページから PDF ファイルを入手、閲覧することができる (<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/index.html>)^①。

■検討委員会事務局の主な作業（手順）

- ①会長の都合を優先し委員への会議日程調整（メールにて）⇒決定後、文書にて出席依頼
- ②会議室を確保（庁内での確保が難しい場合、公共会議室に当たる）
- ③会議開催を告知（開催日の 5 日前までに、埼玉県ホームページの県政ニュースで発表）
- ④会議運営（進行、前回会議録の承認、事務局からの報告、議事の記録、次回会議案内）
 - ・傍聴者、取材記者への諸注意アナウンス（発言禁止。録音禁止。撮影は会長あいさつまで）
 - ・会長あいさつ
 - ・署名委員（会議録を点検し署名する役目）の指名（輪番制）2 名
 - ・報告（前回会議録の承認、事務局が行った調査結果など資料説明）
 - ・協議への対応（事務局への質問）と記録
 - ・その他（会場費、委員への謝金等の費用管理）
- ⑤会議録とりまとめ（会議から約 1 週間以内）
- ⑥会議録を署名委員に点検してもらい、署名を受ける（会議から約 2 週間以内）
- ⑦承認された会議録を公開（埼玉県ホームページの県政ニュースで発表）
- ⑧会議で出された質問・意見に対応し、調査・資料化
- ⑨次回会議の進め方を会長と打ち合わせ（主にメールで）

① 2020 年 12 月 20 日現在公開されているが、更新され情報が削除される場合もある。

第 1 回 検討委員会 ■交通安全教育の取り組み状況について情報共有

- 開催日時：平成 28 年 12 月 21 日（水） 15：00 ～
- 開催場所：さいたま市民会館うらわ 101 集会室
- 傍聴人 6 人、報道機関 6 社

〈進行〉

1. 教育長あいさつ（第 1 回のみ出席）
2. 委員の自己紹介
3. 会長・副会長の選出
4. 事務局からの報告（配付資料の説明）
5. 今後の検討の進め方



【会議の要点】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku1.pdf>

開会に当たって関根教育長があいさつに立ち、現行の指導要項を定めた経緯、高校生を取り巻く社会情勢の変化、発達段階に応じた交通安全教育の大切さについて述べた。

各委員が自己紹介を行い、会長・副会長を選出。配付した資料（⇒ 14 頁参照）に基づいて、事務局が埼玉県における二輪車指導の取り組み状況を報告した。

ここで特筆したいのは、「今後の検討の進め方」について協議する際、事務局が用意した「指導方針検討参考資料」（⇒ 44 頁参照）である。これは、現行の指導要項を「現状維持」または「一部改正」あるいは「廃止」と決定した場合のメリットとデメリットについて、各委員が見解を記入するフォーマットとして配付された。たとえば「一部改正」の欄には、具体的な指導方針の例がいくつか提案されており、それに対する各委員の見解を集めることで、共通意見や相違点が明らかになる。各委員に持ち帰って記入してもらったフォーマットを事務局が回収して取りまとめ、第 2 回以降、議論を集約するための資料として用いた。

【主な意見】 ※コメント末尾にカッコで断りが無いのは委員の発言（以下同じ）。

- この検討委員会は、「高校生をバイクに乗せてもいいのか」という議論になる。立場によりさまざまな意見があると思うが、正しい情報を共有して整理していきたい。（会長）
- 「三ない運動」推進県では、死傷者数が少ない。現行の指導要項の効果を検証するのが委員会の目的と考える（「三ない運動」の見直しを行うことが前提ではないはずと、疑問を提起した）。
- 高校在学中の死傷者数は分かったが、卒業後の経過も見なければ、正しい知見とはいえない。
- 「三ない運動」の現状維持、見直しも含めて意見をいただき、検討していきたい。（事務局）

第2回 検討委員会 ■協議の論点整理／論点1～2の協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成29年3月21日（水） 15：00～ ●開催場所：埼玉県佛教会館 1F 多目的ホール ●傍聴人5人、報道機関3社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 報告：群馬・千葉・茨城の指導状況 3. 協議 4. 今後の検討の進め方
--	---

【会議の要点】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku2.pdf>

第1回の検討委員会を踏まえ、事務局から協議の論点（視点）が示された。

- | | |
|---|--|
| 《論点》1. 交通安全教育に関すること
2. 交通安全講習の受講に関すること
3. 免許取得者（保護者）に義務付ける要件に関すること
4. 事故・違反・生徒指導に関すること | 5. 通学に関すること
6. 車両整備に関すること
7. 自転車全般に関すること |
|---|--|

【主な意見】

- 2月28日に県高P連から「三ない運動」継続を埼玉県教育長に要望した。この論点では「三ない運動」見直しへと前のめりしている。検討委員会は指導要項の効果を検証するのが目的のはず。
- 資料に例示した指導方針へのメリット・デメリットを議論することが検証になる。（事務局）
- 論点1について、学校で交通安全教育を実施するには限界がある。
- 論点2について、外部機関によって、学校外で交通安全講習を実施しているケースはある。

第3回 検討委員会 ■論点2～3の協議／高校生の意識調査（素案）協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成29年5月31日（水） 14：00～ ●開催場所：さいたま市民会館うらわ 101 集会室 ●傍聴人17人、報道機関7社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（前回国議録の承認） 3. 協議
---	---

【会議の要点】 https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku_3.pdf

論点2および論点3について、「三ない運動」がなくなったと仮定して、交通安全講習が可能か、家庭の役割をどう捉えるか協議がなされた。

交通安全講習を実施する場合、そもそも「生徒の免許取得を学校が把握できるか」が議論となった。ここで無許可で免許を取得している生徒の実態が報告され、大きな問題点として認識された。

「三ない運動」を廃止した場合、学校が交通安全講習を行うか外部機関が行うか、いずれにしろ、無許可で免許を取得している生徒も含め安全教育をしっかりと行う必要があるとの意見が目立った。

論点3の保護者の責任をどこまで求めるかは、届出、車両関係、保険、安全講習など、家庭が負う役割も考える必要がある。保護者へ二輪車に関する正しい情報を提供すべきとの意見もあった。

その他、「高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査」（アンケート）を実施することになり、意識調査の設問案が示された。

①事務局の説明では、学校が把握している無許可免許取得件数は、平成27年下半年から平成28年上半年にかけて、全日制149件、定時制28件、私立10件であった。免許取得許可を与えた件数は同期間で、全日制147件、定時制143件、私立4件である。無許可免許取得件数は、把握できている限りの数であり、実態はこれより多いものと考えられる。また、隠れ乗りによる重大事故が発生している実態も明らかとなり、この点は、検討委員会のなかで一致して問題視された。

第4回 検討委員会 ■論点2～3の継続協議／論点4の協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成29年7月5日（水） 15：00～ ●開催場所：埼玉県県民健康センター大会議室 A ●傍聴人15人、報道機関6社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（高校生の意識調査を実施へ） 3. 協議
--	---

【会議の要点】 https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku_4.pdf

事務局から「外部機関による交通安全講習」が実施可能か、また、「免許が取得可能になった場合の学校側の負担」を挙げてほしいとの確認があった。委員より、交通安全講習は県内各地区に分け1回50人程度を上限に、年間5回～10回程度であれば実施可能と考えられること、また、主催は埼玉県教委、実技指導に当たる指導員の謝金や交通費などの負担を明確にする必要があるとの説明があった。学校の負担に関しては、校内規定の整備、安全講習未受講者への処分、事故が起きた場合の心のケア等が挙げられた。

【主な意見】

- 校則や手続きなどのルールを各学校ごとに導入するのは難しく、教育委員会にひな型を求めたい。
- 論点4について、生徒の違反や事故を把握する必要はなく、法的処罰に上乗せして学校が処分する必要はない。

第5回 検討委員会 ■高校生の意識調査集計報告／論点5～7の協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成29年8月28日（月） 14：30～ ●開催場所：埼玉会館 3C 会議室 ●傍聴人13人、報道機関6社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（高校生の意識調査の集計結果） 3. 協議
---	--

【会議の要点】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku5.pdf>

会議の冒頭、事務局から秩父地区における二輪車の交通安全講習の様子が紹介され、次に「高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査」の集計結果（⇒52頁参照）が報告された。この結果からは、「在学中にバイクの必要性は低いものの、バイクへの興味・関心を持つ生徒が一定数いることがわかった」と説明された。また、原付免許の取得可能年齢についての誤答や「わからない」も多く、「三ない運動」についても「知らない」が半数を占めたとの報告があった。

協議では、論点5「バイク通学に関すること」と、論点6「車両整備に関すること」が議題になり、通学にバイクが使用される場合は、車両整備にも学校が関与する必要があるが、外部機関の協力がないと難しいとの指摘があった。さらに論点7「自転車全般に関する」議論を経て、1～7まですべての論点について協議が終了した。

第6回 検討委員会 ■各論点の協議状況の取りまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成 29 年 9 月 20 日（水） 14：00～ ●開催場所：埼玉会館 ラウンジ ●傍聴人 13 人、報道機関 7 社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（前回会議録の承認） 3. 協議
---	---

【会議の要点】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku6.pdf>

事務局から「検討委員会における協議状況」のまとめ（⇒59頁参照）が資料配付された。7つの論点に沿って出された意見が集約され、検討委員会としての報告書の方向性（案）が説明された。

内容は、「三ない運動」を見直し、無制限に許可するものではないものの、生徒の二輪車利用を認め、安全教育を図っていくという方針転換が示唆されるものとなっていた。

【主な意見】

- 「取得できる免許は原付のみ」とすると、隠れて自動二輪車に乗車する生徒がなくなる。
- 原付のみにするか、自動二輪車も含めるかは、さらに検証する必要があると考える。
- 「三ない運動の効果が無いから見直すのではない」と明記してほしい。
- 「三ない運動」をなくした場合、新しい指導をモニタリングする必要性を明記してほしい。（会長）

第7回 検討委員会 ■検討委員会報告書（素案）協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成 29 年 11 月 13 日（月） 15：00～ ●開催場所：埼玉佛教会館 1F 多目的ホール ●傍聴人 4 人、報道機関 8 社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（前回会議録の承認） 3. 協議
--	---

【会議の要点】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku7.pdf>

事務局から「検討委員会報告書」（素案）が配付された。これをもとに議論を行い、次回、「検討委員会報告書」（案）として提出するとの説明がなされた。表現の細部について各委員から修正が求められた。とくに免許を取得する際の手続きなどについて、学校の関与をどこまで盛り込むか意見が交わされた。「三ない運動」を見直す方向についてはおおむね共通認識が図られつつあったが、各論部分での対立意見もあり、協議が続いた。

【主な意見】

- 「（三ない運動が） 高校生の命を守るという意味では大きな成果を収めた」という記載は良い。
- 「（素案の文章に）三ない運動の効果を継承しながら」とあるが、「継承する」のか？
⇒高校生を事故に遭わせないという精神・あり方を継承するという意味である。（事務局）

第 8 回 検討委員会 ■検討委員会報告書（素案）協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成 29 年 12 月 19 日（火）14：30～ ●開催場所：埼玉県民健康センター大会議室 C ●傍聴人 13 人、報道機関 2 社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（前回会議録の承認） 3. 協議
--	---

【会議の要点】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku8.pdf>

事務局から、前回の協議の結果を反映させた「検討委員会報告書」（素案）が再び提示され、未検討だった部分と併せて協議が行われた。

【主な意見】

- 交通安全講習は、バイク通学者だけでなく免許取得した生徒は必ず受講させるべきである。
- 四輪免許の取得との整合性も考える必要がある。⇒別途議論が必要。
- 「三ない運動」が奏功しているなかで一石を投じるわけだから、覚悟が必要だ。選挙権も 18 歳になり、自己判断・自己責任で社会に出ていく自立した高校生をつくっていくという立脚点をしっかり記してほしい。

第 9 回 検討委員会 ■検討委員会報告書（案）最終協議

<ul style="list-style-type: none"> ●開催日時：平成 30 年 1 月 24 日（月）14：30～ ●開催場所：埼玉会館 ラウンジ ●傍聴人 20 人、報道機関 8 社 	<p>《進行》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 主な報告（前回会議録の承認） 3. 協議 4. 事務局長あいさつ
--	--

【会議の要点】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/kaigiroku9.pdf>

事務局から、前回の協議の結果を反映させた検討委員会報告書（案）が提示され、文章の表現など細部にわたって点検を行った。議論となったのは、「三ない運動の精神を継承しつつ」という表現を残すか残さないかの意見を発端に、「三ない運動の精神」とは何か論議が錯綜した。会長がこれをまとめ、「精神」とは表層的な運動手段をいうのではなく、運動の深層にある「高校生の命を守り、高校生活の充実や生徒の健全育成を図ろうとする思い」とし、報告書に盛り込みたいとした。

【主な意見】

- 通学に自動二輪車を許可するのかもしれないのか、表現があいまい。
- 「三ない運動の精神」についての表現はさらに吟味し、最終的に全員に確認してもらおう。（会長）
- 埼玉県の高校生にとって自動二輪車等の交通安全はどうあるべきかという大きな課題に、高い見識と幅広い見地から示唆に富んだ多くの意見を伺った。感謝申し上げます。（事務局）

「三ない運動」の“精神”を継承することで廃止へ合意

検討委員会の会議の流れを振り返ると、第1回と第2回では保護者代表から「三ない運動を見直す必要はない」という意見が鮮明にあり、一方で、交通安全関係機関の委員からは「三ない運動を見直し、安全運転教育を行うべき」との意見が多くあった。また学校関係者からは、「高校生が自ら考え、自分で判断する時代。三ない運動は廃止でよい」という意見があった一方、教え子を二輪車事故で失った経験を持つ委員は、「三ない運動」の意義を強く主張した。さらに、「二輪車の交通安全教育のために、教職員の負担を増やすことはできない」と、現実問題の指摘もあった。

しかし第3回の検討委員会で、事務局から「埼玉県教委が把握できているだけでも、無許可による二輪車の免許取得が多くあり、重大事故も発生している」との説明があり、「三ない運動」の問題点として浮上した。

当初、「(埼玉県内では) 実態としてバイクに乗る高校生はほとんどいない」という認識の委員もいたが、事故状況が明らかになると、「無許可で免許を取得している生徒の実態があって交通事故が起きているならば、学校が免許取得者をしっかり把握して、その生徒らにも安全講習を受けさせる必要がある」という意見へと変わった。「無許可で免許を取得している生徒を放置するのではなく、そうした生徒の命を守るという思いが、交通安全教育の必要性について共通理解を生んでいくこととなった。

ただ、検討委員会が会議を重ねても、長年取り組んできた「三ない運動」を残したいという意見は最後まであった。それが最終的に廃止の結論に至ったのは、「三ない運動の精神を継承する」という考えに委員全員の合意があったからである。

「免許を取らない、乗らない、買わない」といった、「三ない運動」の表層的な手段については廃止する。しかし、「高校生の命を守りつつ、充実した高校生活の営みのなかで高校生の健全育成を目指す」という、「三ない運動」の核心にある精神を継承しながら、埼玉県における新しい二輪車指導のあり方を提言する。検討委員会の結論は、そのようにまとまったのである。

4. 報告書「提言」の要点

検討委員会の報告書は、稲垣会長による序文に始まり、7頁にわたる「提言」のあと、会議の経過と協議の論点、協議内容が簡潔にまとめられ、資料として委員会の設置・運営要項と委員名簿、生徒に行った意識調査の集計結果が添付されている。

報告書は埼玉県教委のホームページ（下記アドレス）から入手できる^①。

■ www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2209/documents/houkokusho_all.pdf

検討委員会から埼玉県教委に向けて発された提言には、大きく2つの事柄について示されている。

1. これまでのいわゆる「三ない運動」の精神を継承しつつ、高校生を取り巻く社会環境の変化に整合した新たな指導要項を制定すること。

前ページで説明したとおり、指導手段としての「三ない運動」は廃止し、その趣旨・精神を継承したうえで、高校生が生涯にわたって悲惨な交通事故の当事者にならないよう、交通社会の一員としての義務と責任、そして命の大切さを在学中に積極的に学ぶことのできる新たな交通安全に関する指導要項を制定するよう促した。また、その際には、二輪車の運転免許の取得、車両の購入、乗車を希望する者には、届出書の提出、交通安全講習の受講、任意保険の加入など、一定の制約事項を定めることを付け加えた。

2. 自動二輪車等の運転免許取得者に対する交通安全講習の実施など、安全確保対策に万全を期すこと。

2つ目の提言としては、二輪車の利用にはリスクが伴うことを生徒と保護者に正しく理解させる必要があること、リスクへの対処法としての理念や技術を習得するための交通安全教育を実施することが促された。

① 2020年12月20日現在公開されているが、更新され情報が削除される場合もある。

その具体的な取り組みとして3つ項目が挙げられ、そのための教育委員会の役割と学校の役割がそれぞれ示された。

【具体的な取り組み】

- ①自動二輪車等の運転免許の取得に伴う届出等の手続きの導入
- ②自動二輪車等による通学に関する制限
- ③交通安全確保方策の実施

【教育委員会の役割】

- ①学校に対する支援
- ②交通安全講習実施体制の構築
- ③県民への周知
- ④モニタリング組織の構築
- ⑤準備期間の設定

【学校の役割】

- ①運転免許取得に関する届出の確認および運転免許取得者の把握
- ②交通安全講習の受講指導
- ③非行防止に関する継続的な取り組みの推進

またそのほか、普通自動車等の運転免許取得者に対する交通安全教育については、二輪車への交通安全教育の運用状況を見ながら検討することが望ましいとした。

検討委員会報告書は、平成30年2月20日、稲垣会長から小松弥生埼玉県教育長（当時）に手渡され、小松教育長は「なるべく早く要項を制定し、命を守るための交通安全教育に力を入れたい」と、積極的な姿勢で応じた。



報告書は稲垣会長（左）から小松教育長（右）へ手渡された。

Ⅱ．新しい二輪車指導と安全教育



高校生を対象にした二輪車の交通安全講習がスタート

1. 新指導要項の制定

検討委員会からの提言を受けた埼玉県教委は、新年度（平成30年4月）から指導要項の改定作業に取り組んだ。

検討委員会の提言を尊重しつつ、新しい二輪車指導の趣旨を明確にし、具体的な手続きを体系化する作業は決して簡単に進んだわけではない。埼玉県教委の担当者は、「大きな改定ですから、教育委員会内部での検討はもちろん、教育局幹部と、何重にも承認を得る必要がありました」と話す。

そうした過程のなかで、当初の改定案では、「免許取得などの手続きを規定した内容が細かすぎる。もっと安全教育の大綱を示すような形がいい」といった意見が出され、見直しや修正を繰り返し、最終的には指導方針の大枠を示した要項と、併せて二輪車の免許取得等の手続きについて学校の標準的な対応を定めた文書を作成した。

埼玉県教育長により新指導要項が決裁されたのが平成30年9月11日で、正式名称は「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」となった。さらに新指導要項は9月25日に開かれた教育委員会（会議）へ最終的に報告され、同日、各県立高等学校長宛て^①に発出された。また、これに併せて「自動二輪車等の運転免許の取得等に関する手続」も同時に発出された。

■新指導要項制定までの流れ

- ・平成30年4月～ : 指導要項の改定案を検討開始。
- ・同年7月上旬 : 改定案を各学校長へ提示し質問や意見に対応。
- ・同年9月11日 : 埼玉県教育長が指導要項改定案を承認、新指導要項として決裁。
- ・同年9月13日 : 教育委員会へ新指導要項について事前説明。
- ・同年9月25日 : 教育委員会へ新指導要項を報告。
 - 同日 : 新指導要項および運転免許取得等の手続きに関する書類を各県立高校へ発出。
 - 同日 : 新指導要項の制定を報道発表。

^①市立高校、私立高校、特別支援学校、各中学校にも周知された。また、検討委員会の各委員にも報告された。

新指導要項の内容

新指導要項は A4 判 1 ページに簡潔に示された。以下全文。

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項

平成 30 年 9 月 11 日 教育長決裁
平成 31 年 4 月 1 日 施行

1 目的

本指導要項は、高校生の原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

2 交通安全指導

- (1) 県教育委員会は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。
- (2) 各学校では、本要項の目的等を踏まえ、生徒及び保護者に対し、交通安全指導を実施する。

3 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、保護者の同意のもと、学校に書面をもって届け出る。
- (2) 学校は、生徒及びその保護者に対して、面談等を実施し、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。
- (3) 自動二輪車等の運転免許取得等の具体的な手続については、別途定める。

4 自動二輪車等による通学

- (1) 次のいずれかの場合に限り、校長は、自動二輪車等による通学について許可することができる。
 - ア 通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ、遠距離のため自転車通学が困難である場合
 - イ その他特に校長が必要と認める場合
- (2) 通学用の自動二輪車等は、原則、原動機付自転車（排気量 50cc 以下）とする。
- (3) 通学に関する手続については、別途定める。

5 交通安全講習

- (1) 各学校は、運転免許取得等の手続に従って、運転免許取得者等を把握するとともに、県教育委員会等で主催する自動二輪車等の交通安全講習の受講を積極的に促す。
- (2) 交通安全講習の詳細は、別途定める。

6 その他

- (1) 本指導要項の施行の日において、自動二輪車等の免許を取得している者については、本指導要項で定める各種届出等の手続を行わせる。
- (2) この指導要項に定めがないことについては、各学校において定めることができるものとする。

免許取得等の手続きに関する規定

新指導要項は、二輪車の運転免許取得、車両の購入、車両の運転を希望する生徒は、保護者の同意をもって学校に届け出を行うこととしている。つまり埼玉県の新しい二輪車指導は、「生徒と保護者の同意による届出制」に変わった。また、バイク通学については特例のみの許可として、従前からの大きな変更はなかった。

一方、学校の役割は、面談などで生徒に対して交通社会の一員としての自覚を促し、保護者にも責任が発生することなどを説明することとなっている。さらに運転免許を取得した生徒に対しては、埼玉県教委などが主催する交通安全講習を積極的に受講するよう促すことにもなっている。

新指導要項に示されているのは指導方針の大枠だが、二輪車の利用を希望する生徒に対して具体的に学校がどう対応するか、とくに各種手続きについても埼玉県教委は規定を示している。

それは、新指導要項と同時に発出された「自動二輪車等の運転免許の取得等に関する手続」(文書)で、届出書のひな型も添付されていた。これにより各学校は、生徒の運転免許取得、車両の購入、車両の運転、バイク通学に関する手続きについて、埼玉県としての標準的な対応を導入することができた(手続きに関するフローチャート⇒7頁参照)。

新指導要項および手続きの周知徹底

学校現場からは「三ない運動」廃止への反発は強かった。「学校独自でバイクを禁止することはできないか」との問い合わせもあり、埼玉県教委は新指導要項の発出と同時に、「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導等についてのQ & A」を作成して教育長通知で各学校へ配付するという対応をとった。

埼玉県教委の担当者は、「指導要項には重みがありますから、学校が独自に三ない運動を継続することは想定していませんと説明しました」と話す。

各学校の負担へも配慮して、新指導要項に基づく「校則や内規の扱いについて」といった文書を作成し配付した。これは、二輪車の利用に関する校則や内規を改定するための解説と、規定の文案を例示したものの。

本来、校則の制定は各学校長の裁量によるものだが、検討委員会の提言にあった通り、埼玉県教委の役割として「学校に対する支援」が挙げられており、新指導要項の導入に伴う校則や内規の変更についても改定案を具体的に例示することにしたものである。

なお、学校の生徒指導担当者が集まる生徒指導委員会が東西南北地区ごとに開催されるが、10月から12月にかけて開かれた会議には埼玉県教委の担当者が出席し、新指導要項の趣旨と運用について説明した。ここでも多くの質疑がなされ、その一つひとつに説明を行い、現場の教員への理解を促した。

さらに、在学中の生徒と保護者への理解浸透を図るため、12月14日に「高校生の自動二輪車等の指導に関するリーフレット」を各学校に配付。翌年3月には、平成31年度の新入生と保護者向けの「交通安全リーフレット」(⇒71頁参照)を各学校に配付。これには「自動二輪車等の指導が変わります」と記載され、新しい二輪車指導の目的やポイントが解説されていた。追って3月28日には、生徒と保護者向けの「自動二輪車等の交通安全リーフレット」(⇒77頁参照)を各学校に配付し、二輪車の安全啓発に活用するよう呼びかけた。

このほか、平成31年度から二輪車に関する届け出を行う生徒が出てくるため、埼玉県教委は、手続きを行う際のチェックリストも作成し、各学校に配付した。

2. 二輪車安全運転教育への取り組み

検討委員会では、二輪車を利用する一部の高校生のために、学校が運転実技などの安全講習を行う必要性についても議論し、「三ない運動」を廃止する以上、安全運転教育をしっかりと行うことで生徒の命を守るべきだとの認識で一致した。

埼玉県では、これまでも秩父地区などではバイク通学を許可している生徒に対して、埼玉県教委が二輪車の交通安全講習を行ってきた実績があり、また学校が独自に実施しているケースもあった。

そうした交通安全講習を全県的に広げた場合、学校ごとに講習を実施するのは困難で、埼玉県教委が枠組みを作り、主催者として取り組むことが現実的なやり方だと判断された。ただし埼玉県教委にも二輪車の実技を指導するノウハウはないため、実績のある外部機関に協力を依頼する必要がある。

このため埼玉県教委は、新指導要項発行前の平成30年8月2日に、「高校生の交通安全講習実施体制検討委員会」を発足させ、二輪車の安全運転教育をいかに実施していくか具体的な計画に取り掛かった。

■高校生の交通安全講習実施体制検討委員会・委員名簿

【所属】	【役職（職名）】	【氏名】
(一財) 埼玉県交通安全協会	運転講習課係長	岩渕 孝司
(一社) 埼玉県指定自動車教習所協会	専務理事	宮谷 定雄
(一社) 埼玉県二輪車普及安全協会	事務局長	筒井 賢吾
(一社) 日本自動車工業会	二輪車安全教育分科会長	飯田 剛
日本大学	助教	稲垣 具志
埼玉県高等学校安全教育研究会	会長	山本 美苗
埼玉県高等学校PTA連合会	会長	小島 久幸
埼玉県警察本部交通部交通総務課	課長補佐	満保 利光
埼玉県教育局県立学校部	副部長	芋川 修 ◎
埼玉県教育局県立学校部保健体育課	専任指導主事	齋藤 明博

※◎委員長

外部団体と協力し埼玉県教委が交通安全講習を主催

実施体制検討委員会は、平成30年8月～平成31年3月にかけて3回開催された。協議により、交通安全講習は埼玉県教委が主催し、二輪車を利用している生徒^①を対象として、県内を5地域（東部・西部・南部・北部・秩父①・秩父②）に分けて開催することにした。実質的な指導は、埼玉県警察本部、埼玉県交通安全協会、埼玉県二輪車普及安全協会、各地区の自動車教習所が協力して実施。自動車教習所を講習会場に、(1)交通安全に関する講義、(2)運転の実技訓練、(3)救急救命法講習を実施する内容となっている（講習会の役割分担については8頁を参照）。

平成31年3月29日に、交通安全講習の概要について、各市町村教育委員会教育長、各教育事務所長、各県立高等学校長宛てに教育長通知が発出された（次頁に全文掲載）。

さらに令和元年5月29日に、「令和元年度 高校生の自動二輪車等の交通安全講習実施要項」が通知され、講習の目的、開催概要（会場・日程・参加対象・講習内容）、実施方法（申し込み方法、使用車両、出席報告、引率）など、具体的な案内がなされた^②。ちなみに、教員の引率は「必須としない」とし、教員への負担に配慮した。

令和元年度の交通安全講習は、7月～12月の間に5地区（全6回）が無事に実施され、終了後には生徒の感想をアンケート調査するなど、事後評価のための情報も収集した。

なお、令和元年度の交通安全講習の開催費用については、埼玉県教委内に予算化されていなかったため、埼玉県指定自動車教習所協会および埼玉県二輪車普及安全協会の費用負担により実施された^③。

■高校生の交通安全講習に関する通知

- ・平成31年3月29日：高校生の自動二輪車等の交通安全講習の概要について（通知）
- ・令和元年5月29日：令和元年度 高校生の自動二輪車等の交通安全講習実施要項について（通知）

①運転免許を取得し、二輪車を所有し運転する生徒。

②二輪車指導に関する埼玉県教委の担当部署は、新年度（令和元年度）より生徒指導課から保健体育課へと移管された。

③翌令和2年度は、埼玉県教委の交通安全に関する予算枠に二輪車交通安全講習に係る費用の予算措置がなされた。

■埼玉県の二輪車交通安全講習（平成31年3月29日・教育長通知による）

高校生の自動二輪車等の交通安全講習の概要

1 目的

自動二輪車等の運転免許を所持し運転している高校生に対し、交通安全意識を啓発し、交通社会の一員となる自覚や資質向上を図り、必要な知識及び技能を取得させることを目的とする。

2 開催時期

7月から12月までの期間

3 開催場所

東部・西部・南部・北部・秩父地方の教習所

4 開催回数

東部・西部・南部・北部で各1回、秩父地方のみ2回

5 参加対象者

運転免許を取得し、原動機付自転車又は自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）を所有し運転する生徒。

6 講習内容

座学、実技及び救急救命法の講習とする。

- (1) 座学 事故違反状況、交通社会の一員としての自覚、交通事故時の対応要領等
- (2) 実技 日常点検、乗車姿勢、ブレーキング、コーナリング、バランス等
- (3) 救急救命法 AEDの使用などの救急救命法

7 実施方法

(1) 開催通知及び申し込み

開催日時及び場所が決定次第、県教育委員会から各学校に通知する。

各学校では、自動二輪車等の購入等報告書、運転誓約書を提出している生徒に対し、講習日時及び場所を伝達し、講習の受講を促す。

生徒は、原則通学する学校の地区の講習に参加する。但し、都合等により他地区の講習にも参加は可能とする。

各学校では、各講習申し込み締め切り日までに、講習希望者を取りまとめ、県教育委員会に報告する。

(2) 講習実施方法

講習に使用する自動二輪車等は、生徒が実際に乗車している自動二輪車等とする。

講習を受講する生徒は、所有する自動二輪車等を講習会場に乗車してくるか、保護者による搬送等で来場する。

また、生徒及び保護者は、事前に車両点検を実施し、整備不良や改造がないようにしておく。

(3) 講習終了後

県教育委員会は、受講終了者の情報を各学校に提出する。

各学校は、未受講の生徒に対して、他地区で実施される講習や他機関の交通安全運転講習を受講するように促す。

8 その他

(1) 費用について

講習参加費用は、無料とする。

(2) 他機関の交通安全講習について

県教育委員会、他機関等が主催する交通安全講習を把握集約し、各学校に情報を提供する。

受講生徒数の規模に応じて対応

令和元年度の交通安全講習へ参加した生徒は合計 293 人。会場により参加者数に偏りがあり、16 人と少ない地区があった一方で、118 人に達した地区もあった。

118 人が参加した「秩父地区」の講習では、二輪車安全運転指導員が 10 人以上で指導に当たり、午前と午後の 2 回開催とし、さらに受講生徒を 2 つのグループに分け、講義と実技を交互に行うことで、講習の質を落とさずに実施することができた。

■ 埼玉県の二輪車交通安全講習の参加者数（令和元年 12 月 23 日集計）

地区	北部	南部	秩父①	西部	秩父②	東部	合計
月日	7月25日	7月30日	8月26日	9月15日	10月20日	12月22日	
会場	かごはら自動車学校	ファインモータースクール大宮	秩父中央自動車学校	川越自動車学校	秩父自動車学校	春日部自動車教習所	
生徒	16	19	19	61	118	60	293
全日制	16	17	19	59	118	48	277
定時制	0	2	0	2	0	12	16
参加学校数	5	9	6	15	8	23	59
参加生徒数	16	19	19	61	118	60	293



県警職員による県内の交通事故状況に関する講義



教習指導員による救急救命法講習



県警交通機動隊（白バイ隊）による実技指導



原付と自動二輪車の数は半々程度



二輪車安全運転指導員のアドバイスに笑顔の表情



無許可で免許取得していた生徒も講習を受講

受講生徒の約8割が講習を高く評価

交通安全講習終了後に実施した生徒へのアンケート結果をみると、交通安全の講義、運転の実技訓練、救急救命法講習の3つの内容について、「大変良かった」または「良かった」と回答した生徒の数が、いずれも全体の約8割を占めた。「あまり良くなかった」と「良くなかった」を合わせても3%未満とごく少数であることから、生徒たちの交通安全講習に対する評価は、かなり高いことがわかった。

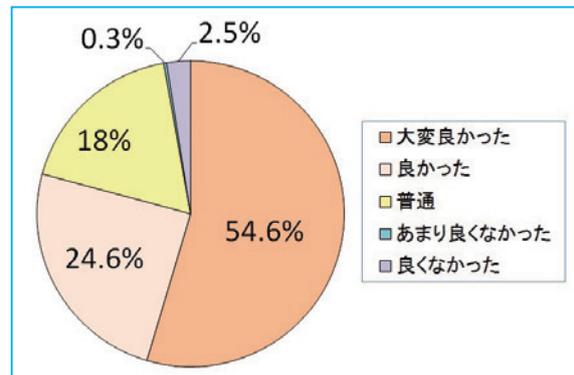
どのような点が勉強になったか、具体的な記述回答も多く寄せられており、生徒たちは講習による体験を通じて、安全運転に関する大事なヒントをそれぞれ自覚できた様子が見えてくる。

また、「交通安全教育に関心はありますか」との設問には、47.6%が「はい」と回答しており、乗り物を安全に利用するという点について、半数程度は関心を持っていることがわかった。

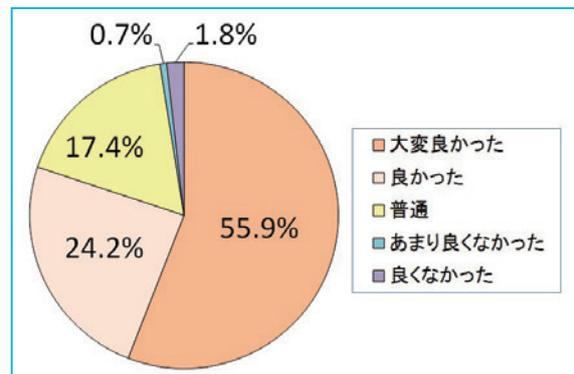
なかには違法改造を施した車両で参加した生徒が、白バイ隊員や二輪車安全運転指導員に指導を受ける場面もあったが、そうしたことも含め貴重な教育機会と捉えることができる。

こうしたアンケート結果などは、埼玉県の新しい二輪車指導を点検し、より改善していくための貴重な資料となる。

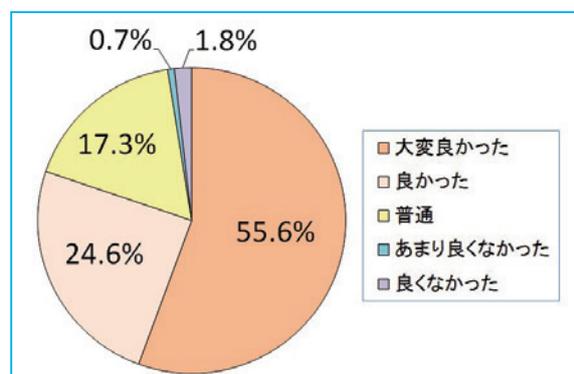
●交通安全講義への評価（回答生徒=284人）



●実技訓練への評価（回答生徒=281人）



●救急救命法講習への評価（回答生徒=284人）



3. モニタリング組織の活動

検討委員会の提言には、新指導要項の施行後、高校生に対する交通安全講習を実施するとともに、継続的に二輪車の利用実態および交通事故の発生状況、安全教育に関するモニタリングを行い、随時、検証していく組織を構築することが述べられていた。

埼玉県教委では、このモニタリング組織として、「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導検討委員会」を設置し、令和2年2月7日に会議を開催している。

■高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導検討委員会（委員構成）

【所属】	【役職（職名）】	【氏名】
(一財) 埼玉県交通安全協会	運転講習課係長	岩渕 孝司
(一社) 埼玉県指定自動車教習所協会	専務理事	宮谷 定雄
(一社) 埼玉県二輪車普及安全協会	事務局長	筒井 賢吾
(一社) 日本自動車工業会	安全教育分科会長	飯田 剛
日本大学	助教	稲垣 具志
埼玉県高等学校安全教育研究会	会長	山本 美苗
埼玉県高等学校PTA連合会	会長	小島 久幸
埼玉県警察本部交通部交通総務課	課長補佐	満保 利光
埼玉県教育局県立学校部	副部長	芋川 修

会議では事務局（県教育局）から、高校生の二輪車免許取得状況と、令和元年度における二輪車交通安全講習の開催実績（⇒33頁参照）、交通事故発生状況が報告され、また、新指導要項の施行に際して学校の指導で困難だった事柄などが紹介された。

そうした状況を踏まえて指導検討委員会は、交通安全講習の周知方法や、受講する生徒に関する問題点（違法改造車両での受講・不適切な服装・無断欠席など）、開催時期や雨天時の対応など、さまざまな課題を挙げ、対応を協議した。

そのほか、運転免許取得に関する調査を実施、結果を学校にフィードバックすること、二輪車の免許取得の手続きについて再度周知徹底すること、交通安全に関する効果的な取り組み事例を県内各校に紹介すること、県警本部と連携し、生徒が関わった交通事故の分析やデータの共有を行うべきといった意見が出された。

埼玉県教委は、令和元年度の実績および指導検討委員会での意見を踏まえ、今後の二輪車指導の展開について、次のように改善点やさらなる取り組みをまとめている。

■埼玉県の二輪車指導・交通安全講習に関する今後の展望

- ・ 高校生の運転免許取得者数等を把握するため、より詳細な調査を実施する。
- ・ 指導検討委員会での意見等を踏まえ、関係機関と連携し、交通安全講習の充実を図る。
- ・ 交通安全講習の実績、調査で得られた結果について、学校へフィードバックする。
- ・ 埼玉県警察本部と連携し、生徒が関わる交通事故状況の分析、情報共有等を行う。
- ・ 自動二輪車等の指導について、再度、生徒・保護者へ周知する。

埼玉県・高校生の二輪車免許取得者数と交通事故発生状況

埼玉県教委が把握している高校生の二輪車免許の取得状況は、令和2年3月31日現在、公立全日制と定時制を合わせて、以下の通りとなっている。

- 原付免許： 80校・572人
- 自動二輪免許： 65校・225人
- 合計 92校・797人
- 通学許可生徒数 20校・138人

また、埼玉県内高校生の交通事故発生状況（死傷者数）は以下の通りである。

	平成29年	平成30年	令和元年
原動機付自転車	47人	32人	24人
自動二輪車	31人	24人	23人
自転車	913人	885人	827人

Ⅲ．資料編



埼玉県教委による文書などを収録

資料 1-1：自動二輪車等による事故・暴走行為等防止の指導について（通達）

通達教指第 2730 号

昭和 56 年 2 月 2 日

関係市教育委員会教育長 }
各 県 立 高 等 学 校 } 様

埼玉県教育委員会教育長

自動二輪車等による事故・暴走行為等防止の指導について（通達）

（平成19年9月25日一部改正）

このことについては、かねてから特段の御配慮をいただいておりますが、青少年の自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）による事故の多発や暴走行為等の非行の増大は、憂慮すべき社会問題として県民の関心も強く、県議会においても重ねて取り上げられてきたところであります。

昭和55年度における県立高校生の場合についてみると、暴走行為によって警察に逮捕または補導された生徒数は170名を越え、また、交通事故については、死亡事故の減少がみられるものの、総発生件数において前年度と変わらない状況が続いております。しかも、高校生が引き起こす交通事故の大部分は自動二輪車等によるものであり、特に、中型車・大型車で制限速度違反の運転をした場合が目立っております。

このような事態にかんがみ、県教育委員会は、暴走行為等防止対策連絡協議会の報告に基づき、県警察本部等との連絡のもとに、このたび、別添のとおり「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」を定めました。各学校においては、下記事項に留意のうえ、この指導要項を今後の指導に十分生かされるようお願いいたします。

記

- 1 この指導要項に基づく自動二輪車等の運転免許取得手続き、及び統一許可証の貼付は、昭和56年4月1日以降において同運転免許取得を希望する生徒について適用する。ただし、統一許可証の貼付については、同日以前に学校が許可し、引きつづき乗車を希望する生徒がある場合には、そのものについても適用する。
- 2 県教育委員会は、「運転免許受験許可願」及び「運転免許受験許可書」並びに「統一許可証」を作成し、昭和56年3月31日までに各学校に送付する予定である。

資料 1-2：自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項

別 添

自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項

1 趣 旨

生徒の自動二輪車等による事故や暴走行為等の非行を防止するため、「高校生活にバイクは不要」という統一的な方針のもとに、各高等学校において指導を展開しようとするものである。

2 基本的方針

- (1) 生徒一人一人が、張りのある学校生活を送ることができるよう、学習指導、生徒指導、進路指導、部活動等の指導にいっそうの創意工夫をする。
- (2) 自他の生命尊重を基調とする交通安全指導を積極的に推進する中で、「高校生活にバイクは不要」という趣旨の徹底を図る。
- (3) 特別の事情による場合以外は、高等学校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入及び乗車を認めない。
- (4) 自動二輪車等の運転免許の取得を許可する場合の手続きについては、4に定める全県統一方式によるものとする。
- (5) すでに運転免許を取得している生徒については、本人・保護者の同意を得て当該免許証の学校保管に努めるなど、各学校の実情に応じた方法を講じ、(1)～(3)の方針の趣旨に沿って指導する。

3 特別の事情による場合の自動二輪車等の運転免許取得・乗車の許可基準

- (1) 次のいずれかの事情がある場合は、校長は、自動二輪車等の運転免許取得及び乗車を許可することができる。
 - ア 次の(ア)または(イ)に該当する生徒の通学に許可する場合
この場合、通学时以外には乗車しないよう指導する。
 - (ア) 通学に際し、利用し得る適当な交通機関がなく、しかも遠距離のため自転車通学が困難であること。
 - (イ) 身体上の故障等により、他に適当な通学方法がないこと。
 - イ 家業の手伝いや定時制の生徒の職業上の都合等で、自動二輪車等を使用する必要を校長が認めた場合
この場合、必要を認めた時以外には乗車しないよう指導する。
 - ウ その他、特に校長が必要と認める場合
この場合、校長は、学校の許可条件を明確に示したうえで許可する。
- (2) 許可車両の排気量は、原則として50cc以下とする。
- (3) 普通自動車の運転免許取得については、自動二輪車等の場合と区別し、各学校の実情に応じて定めるものとする。ただし、免許取得のための教習が学業に支障を及ぼすものでないよう配慮し、在学中は原則として乗車しないよう、適切に指導する。

資料 1-3：自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項・続き

4 自動二輪車等の運転免許取得を必要とする生徒の手続き

- (1) 運転免許取得を必要とする生徒は、本人・保護者・保証人の連名による「運転免許受験許可願」を校長に提出する。

この場合の保証人は、在学保証書に記入した者と同一人であること。

運転免許受験許可願は、別添、様式(1)によるものとする。

- (2) 校長は、運転免許受験許可願を審査のうえ、許可する場合は、別添、様式(2)による「運転免許受験許可書」を発行する。

5 統一許可証の貼付

上記の手続きを経て運転免許を取得した生徒が使用する車両には、別に定める統一許可証(ステッカー)を常時貼付するものとする。

6 指導体制の整備

- (1) 各高等学校は、この指導要項に基づき、地域や学校の実態に応じて、交通安全指導にかかわる学校の方針や諸規定を整備すること。
- (2) 各高等学校は、全教職員が共通理解のもとに指導を展開するよう努めるとともに、この指導要項に基づく指導を有機的に推進するための校内指導組織の確立を図ること。
- (3) 各高等学校での指導に当たっては、保護者の納得が得られるよう十分話し合うとともに、PTA等の組織にも協力を要請すること。
- (4) 各高等学校での指導に当たっては、地区高等学校生徒指導委員会等を通じての各高校間の連携・協力を図るとともに、地元警察署等との連携をいっそう密にすること

7 その他

この指導要項は、さきに昭和54年3月1日付け教保第1324号「高校生の自動二輪車及び原動機付自転車による交通事故の防止について」及び、昭和54年12月18日付け教保第883号「高校生の交通事故の防止について」によって示した県教育委員会の原則的方针を継承し、それをいっそう徹底させることを目的として定めたものである。したがって各学校においては、この指導要項とともに、上記の通知も合わせ参照して、今後の指導に当たること。

なお、許可車両の排気量については、安全運転の徹底を期するため、上記教保第1324号の通知の2(3)イ(ア)「排気量125cc以下」の部分で、「原則として排気量50cc以下」と改める。

資料 2-1：検討委員会の設置および運営要項

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会設置及び
運営要項

平成28年12月1日 教生指第346号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、昭和56年2月2日付け通達教指第2730号「自動二輪車等における事故・暴走行為等防止の指導について（通達）」（以下、「指導要項」という。）につき、同指導要項の効果や今後の指導の在り方を検証し、自動二輪車等に関する事故・暴走行為等から生徒を守ることを目的に、高校生の自動二輪車等交通安全教育検討委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 指導要項の検証に関すること。
- 二 生徒の交通安全教育に関すること。
- 三 その他、委員会で必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、互選とする。
- 3 副会長は、会長の指名する者とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

(副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐し、委員会の円滑な運営に努める。

(会議)

資料 2-2：検討委員会の設置および運営要項・続き

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長はその議長を兼ねる。

2 議案の提出は、事務局及び検討事項を所掌する委員が行う。

3 委員は、委員会を欠席する場合は代理の者を出席させることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会に、事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課及び同部保健体育課が所掌する。

(関係者の出席)

第 8 条 委員会は、必要があると認める時は、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

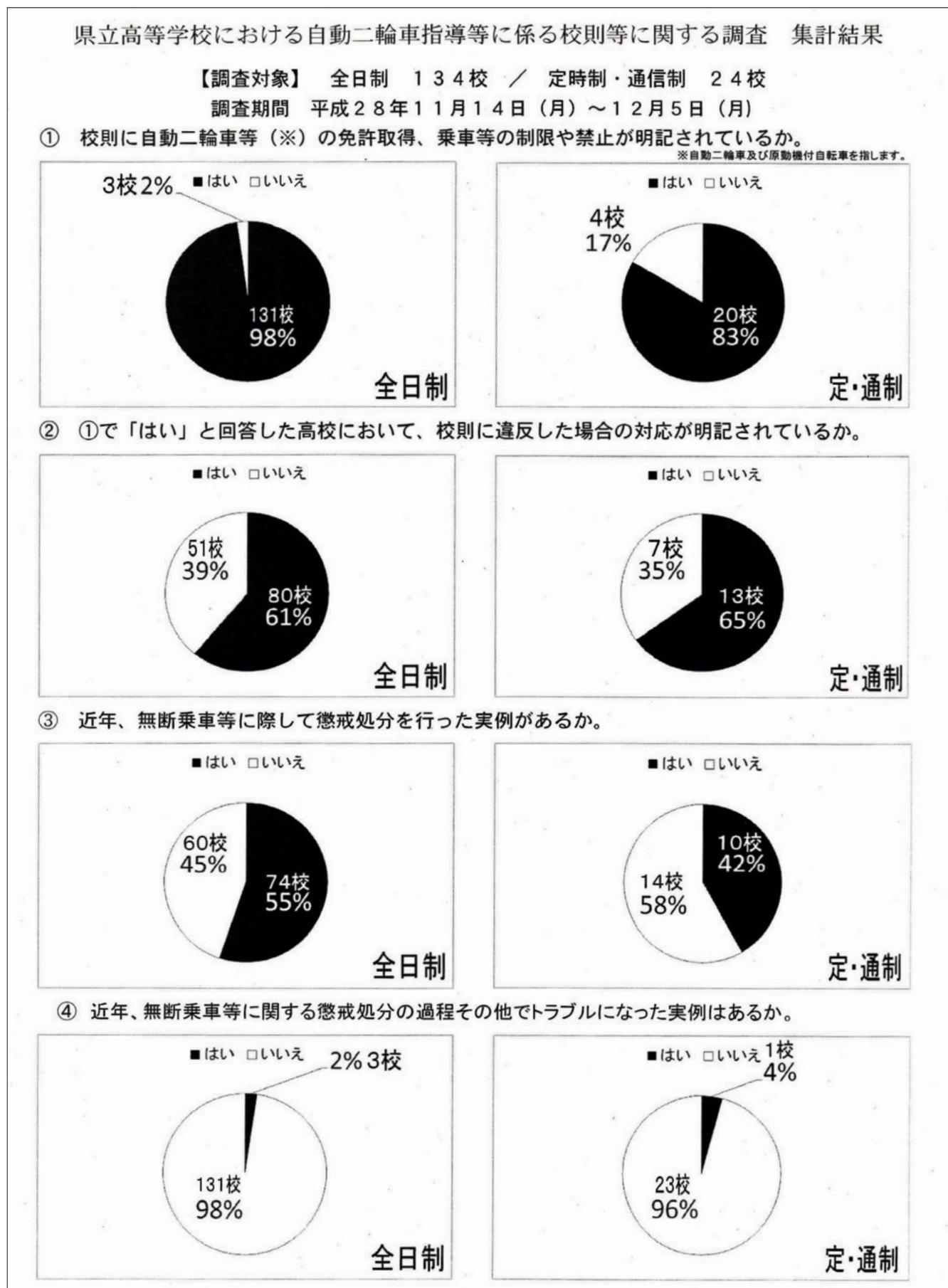
(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成28年12月1日から施行する。

資料3：県立高校の二輪車利用に関する校則調査（集計結果）



資料 4-1 検討委員会で使用した「指導方針検討参考資料」(委員が見解を書き込むフォーマット)

	大綱	方針	メリット	デメリット	デメリット対応策
1	現状維持	現指導要項を維持			
2	一部改正	基本方針は変更せず、許可車両の原則50ccを廃止し、座学・実技講習を必要とする 自動車とす			
3		基本方針は変更せず、「特別の事情」を「許可基準」に変更し、レジャー、スポーツ等による許可を盛り込む			
4		基本方針は変更せず、「特別の事情」を廃止し、生徒・保護者と面接のうえ、校長が必要と認めれば許可する 許可者には安全講習の受講を義務付ける			

資料 4-2：検討委員会で使用した「指導方針検討参考資料」（委員が見解を書き込むフォーマット）・続き

5	一部改正	基本方針を変更し、保護者の申し渡す、誓約書、座学・実技の届出講習等講習を義務付ける							
6		基本方針を変更し、保護者の申し渡す、誓約書、取得講習を義務付ける							
7	廃止	自動車、自動二輪車を含めた交通安全指導の要項を、交通安全講習の対象とする							
8		その他							
記載例	一部改正	基本方針を変更し、保護者の申し渡す、誓約書、座学・実技の届出講習等講習を義務付ける							
									座学・実技を学ぶこと、高度な技術が身に付く
									自動二輪車等での通学する生徒が増える、駐輪場等の修が必要、交通事故の増加
									施設改修 ・安全講習費用補助制度の創設

資料 4-3：検討委員会で使用した「指導方針検討参考資料」（委員が見解を書き込むフォーマット）・続き

7 交通安全教育の推進

6 届出制 保護者の同意があればOK

5 届出制 保護者の同意及び、一定の教養講習の受講を義務付け

4 特別な事情を廃止し、校長が必要性を認めればOK

3 許可基準を設け、現状+レジャー、スポーツ等

2 許可車両の基準を自動二輪車にまで拡大

1 現行の指導要項を継続運用

資料 5-1: 「指導方針検討参考資料」に記載された委員の見解まとめ

大綱	方針	メリット	デメリット	デメリット対応策
1	現状維持 現指導要項を維持	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故死傷者数、暴走行為、不良行為、交通に起因するトラブル、教職員の負担、現状の指導体制、保護者への啓蒙、高校生の学校生活、バイク維持費等の経済的負担といった現状が維持できる。(全委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後の事故防止について危機4 ・高校生の自立運送、交通安全教育の機会の喪失6 ・免許取得希望に二重規制となる6 ・生徒の希望に応えられない2 ・隣接都県との指導に格差がある3 ・問題の先送りとなる1 ・若者の車(バイク)離れ2 ・無許可の免許取得者による事故3 ・訴訟リスク1 ・デメリットなし2 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育を徹底する4 ・学校による規制を強化する1 ・PTA、学校の連携強化1 ・現状の特別許可1 ・長裁量での特別許可1 ・免許取得は本人と保護者の判断とする1 ・通学に関しては許可制とする1 ・要項の一部改正か全面見直し5 ・運転技術、マナーは卒業後で十分3 ・意見なし1
2	一部改正 基本方針は変更せず、許可車両の原則50ccを廃止し、座席学・実技講習を必要とする 自動二輪車とする	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持方針に関するメリットの維持2 ・交通法規、運転技能の習得、事故防止につながる8 ・法的範囲での免許取得は当然の権利1 ・自動二輪車所有者を把握できる1 ・個別の事情に対応できる1 ・高校生が自動二輪車を運転できる3 ・加害者の賠償責任の明確化2 ・将来における選択肢の増加1 ・メリットなし1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後の事故防止について危機1 ・交通事故死傷者数の増加危機9 ・二人乗り乗車における死傷危機2 ・学校生活(学業・部活動)への影響2 ・経済的、時間的負担5 ・狂騒場不足2 ・一発免許取得者に対する講習未実施1 ・原付の無許可取得、原付の防止につながる1 ・交通安全教育が一部の学生となる1 ・訴訟リスク3 ・意見なし(デメリットなし)2 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育の徹底5 ・安全運転講習の受講義務付け6 ・※受講証明書の発行義務付け3 ・任意保険加入の義務付け3 ・二人乗りの禁止1 ・教習所学生割引制度の利便性向上1 ・要項の一部改正か全面見直し2 ・各種費用負担2 ・通学利用は許可制とする1 ・通学費用は許可制は教習所限定とする1 ・免許取得は許可制は教習所との連携1 ・教習所なし1 ・意見なし1
3	基本方針は変更せず、「特別事情」を「許可基準」に変更し、レジャー、スポーツ等による許可を盛り込む	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク競技活動への保証1 ・バイクの範囲での免許取得は当然の権利1 ・高校生の趣味の幅、行動範囲が広がる8 ・基準が緩和される2 ・バイククック所有者の増加による教習所、販売店の活性化1 ・交通安全への早期参加、安全意識の醸成、乗車目的の明確化等による交通事故防止1 ・生徒及び保護者の自主性を尊重できる1 ・限定的で管理が容易1 ・メリットなし3 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後の事故防止について危機1 ・交通事故死傷者数の増加危機9 ・二人乗り乗車における死傷危機1 ・保護者の経済的負担の増加2 ・学校生活(学業・部活動)への影響5 ・事故増加に伴うバイク通学禁止の危機1 ・許可基準の形骸化、困難化、曖昧化4 ・安全講習未実施のため知識、技能の向上が図れない4 ・基本方針と矛盾、齟齬3 ・レジャー、スポーツには必要か疑問1 ・専用コースでは免許不要1 ・訴訟リスク1 ・意見なし1 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育の徹底6 ・安全運転講習の受講義務付け4 ・※受講証明書の発行義務付け1 ・任意保険加入の義務付け1 ・二人乗りの禁止1 ・本業の学業専念ルールの策定1 ・学校生活に関連する場面に限定1 ・明確な許可基準の策定2 ・要項の一部改正か全面見直し2 ・教習費用補助制度の創設1 ・バイク管理費等保護者費用増加2 ・使用目的等届出、誓約書の義務化1 ・意見なし2
4	基本方針は変更せず、「特別事情」を廃止し、生徒・保護者と認めれば許可する 許可者には交通安全講習の受講義務を付ける	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の監督責任を明確にできる1 ・生徒、保護者がともに面接を受ける事で、意見や安全意識の相違を減らせる1 ・法的範囲での免許取得は当然の権利1 ・安全講習の受講義務化は教育現場の責任1 ・実質的に現状と変わらない1 ・基準が緩和、利用者増加4 ・生徒、保護者の責任と自覚が促せる2 ・安全講習の自主性を尊重できる2 ・安全講習義務化による知識、技能向上2 ・無許可での免許取得者の減少1 ・許可者に対し交通安全講習の創出1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後の事故防止について危機1 ・交通事故死傷者数の増加危機7 ・二人乗り乗車における死傷危機1 ・学校生活(学業・部活動)への影響1 ・事故増加に伴うバイク通学禁止の危機1 ・許可者としての校長の責任が生じる2 ・各学校許可基準に格差、困難が生じる11 ・校長判断の許可・否許可による生徒間の確執が生じる2 ・講習受講費用等経済的負担の増加4 ・安全講習実施体制確保、整備が困難2 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育の徹底5 ・安全運転講習の受講義務付け1 ・※受講証明書の発行義務付け1 ・任意保険加入の義務付け1 ・二人乗りの禁止1 ・校長等での許可基準(統一)を策定8 ・車検証、登録証、自賠責保険、任意保険証書の提出の連携強化1 ・保護者との連携強化2 ・安全講習費用補助制度等の整備1 ・講習費用等補助金制度の構築1 ・要項の一部改正か全面見直し2

資料 5-2: 「指導方針検討参考資料」に記載された委員の見解おとめ・謝辞

<p>一部改正</p>	<p>基本方針を変更し、保護者を徴し、誓約書を徴し、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける</p>	<p>・長期的に見て事故が減少する1 ・メリットなし2</p> <p>・座学、実技講習により高度な知識、技術を得られる6 ・保護者の監督責任を明確にできる1 ・高校生の自覚と責任を促し、自立の一助となる4 ・生徒の自主性、保護者の意向を尊重でき る4 ・早い段階で交通社会の一員となれる3 ・無許可での免許取得者の減少1 ・免許取得者を把握できる2 ・通学への使用は原則禁止1 ・生徒の自覚があれば合理的である1 ・道交法との矛盾がなくなる2 ・ハイテク利用が増える1 ・安全講習を受けられる1 ・メリットなし1</p>	<p>・許可申請者増大に伴う事務の形骸化1 ・事実上、現状と変わらない1 ・訴訟リスク1 ・意見なし1</p> <p>・卒業後死亡事故防止について危険1 ・交通事故死傷者数の増加危険9 ・二人乗車（学業・部活動）への影響危険1 ・学校生活（学業・部活動）への影響危険1 ・事故増加に伴うハイテク通学禁止1 ・許可しない校長が責められる1 ・教育現場に混乱が生じる恐れがある1 ・講習受講費用等経済的負担の増加4 ・保護者が子どもに押し切られる1 ・原則希望者に上位免許の取得を承諾させられるか1 ・安全講習するに意義を果さない生徒への指導1 ・安全講習実施体制確保、整備が困難4 ・意見なし2</p>	<p>・学困者のみ原付通学を許可3 ・意見なし1</p> <p>・交通安全教育の徹底6 ・安全運転講習の受講義務付け4 ※受講証明書の発行義務付け1 ・任意乗車加入の禁止1 ・二人乗車（統一）を策定1 ・校長会で許可基準を制限する2 ・校則でハイテク通学を制限する2 ・車検証、登録証、自賠責保険、任意保険証書の提出は卒業生である路線の堅持1 ・学校の本分は三つない運動を継続する3 ・安全講習実施体制補助金の構築1 ・責任所在の見直し2</p>
<p>5</p>	<p>基本方針を変更し、保護者を徴し、誓約書を徴し、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける</p>	<p>・座学、実技講習により高度な知識、技術を得られる3 ・保護者の監督責任を明確にできる2 ・高校生の自覚と責任を促し、自立の一助となる2 ・生徒の自主性、保護者の意向を尊重でき る3 ・早い段階で交通社会の一員となれる3 ・無許可での免許取得者の減少1 ・免許取得者を把握できる1 ・通学への使用は原則禁止1 ・生徒の自覚があれば合理的である1 ・道交法との矛盾がなくなる3 ・ハイテク利用が増える1 ・安全講習を受けられる1 ・メリットなし1</p>	<p>・卒業後死亡事故防止について危険1 ・交通事故死傷者数の増加危険5 ・二人乗車（学業・部活動）への影響危険1 ・学校生活（学業・部活動）への影響危険1 ・事故増加に伴うハイテク通学禁止1 ・許可しない校長が責められる1 ・教育現場に混乱が生じる恐れがある1 ・講習受講費用等経済的負担の増加3 ・保護者が子どもに押し切られる1 ・原則希望者に上位免許の取得を承諾させられるか1 ・安全講習するに意義を果さない生徒への指導1 ・安全講習実施体制確保、整備が困難4 ・意見なし2</p>	<p>・交通安全教育の徹底4 ・安全運転講習の受講義務付け4 ※受講証明書の発行義務付け1 ・任意乗車加入の禁止1 ・二人乗車（統一）を策定1 ・校長会で許可基準を制限する1 ・校則でハイテク通学を制限する1 ・車検証、登録証、自賠責保険、任意保険証書の提出は卒業生である路線の堅持1 ・学校の本分は三つない運動を継続する1 ・安全講習実施体制補助金の構築1 ・責任所在の見直し2</p>
<p>6</p>	<p>基本方針を変更し、保護者を徴し、誓約書を徴し、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける</p>	<p>・座学、実技講習により高度な知識、技術を得られる3 ・保護者の監督責任を明確にできる2 ・高校生の自覚と責任を促し、自立の一助となる2 ・生徒の自主性、保護者の意向を尊重でき る3 ・早い段階で交通社会の一員となれる3 ・無許可での免許取得者の減少1 ・免許取得者を把握できる1 ・通学への使用は原則禁止1 ・生徒の自覚があれば合理的である1 ・道交法との矛盾がなくなる3 ・ハイテク利用が増える1 ・安全講習を受けられる1 ・メリットなし1</p>	<p>・卒業後死亡事故防止について危険1 ・交通事故死傷者数の増加危険5 ・二人乗車（学業・部活動）への影響危険1 ・学校生活（学業・部活動）への影響危険1 ・事故増加に伴うハイテク通学禁止1 ・許可しない校長が責められる1 ・教育現場に混乱が生じる恐れがある1 ・講習受講費用等経済的負担の増加3 ・保護者が子どもに押し切られる1 ・原則希望者に上位免許の取得を承諾させられるか1 ・安全講習するに意義を果さない生徒への指導1 ・安全講習実施体制確保、整備が困難4 ・意見なし2</p>	<p>・交通安全教育の徹底4 ・安全運転講習の受講義務付け4 ※受講証明書の発行義務付け1 ・任意乗車加入の禁止1 ・二人乗車（統一）を策定1 ・校長会で許可基準を制限する1 ・校則でハイテク通学を制限する1 ・車検証、登録証、自賠責保険、任意保険証書の提出は卒業生である路線の堅持1 ・学校の本分は三つない運動を継続する1 ・安全講習実施体制補助金の構築1 ・責任所在の見直し2</p>
<p>7</p>	<p>基本方針を変更し、保護者を徴し、誓約書を徴し、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける 同意が得られれば、誓約書・実技講習等の受講を義務付ける</p>	<p>・座学、実技講習により高度な知識、技術を得られる2 ・保護者の監督責任を明確にできる1 ・高校生の自覚と責任を促し、自立の一助となる2 ・生徒の自主性、保護者の意向を尊重でき る2 ・早い段階で交通社会の一員となれる2 ・無許可での免許取得者の減少1 ・免許取得者を把握できる1 ・通学への使用は原則禁止1 ・生徒の自覚があれば合理的である1 ・道交法との矛盾がなくなる3 ・ハイテク利用が増える1 ・安全講習を受けられる1 ・メリットなし1</p>	<p>・卒業後死亡事故防止について危険1 ・交通事故死傷者数の増加危険9 ・二人乗車（学業・部活動）への影響危険1 ・学校生活（学業・部活動）への影響危険1 ・事故増加に伴うハイテク通学禁止1 ・許可しない校長が責められる1 ・教育現場に混乱が生じる恐れがある1 ・講習受講費用等経済的負担の増加4 ・保護者が子どもに押し切られる1 ・原則希望者に上位免許の取得を承諾させられるか1 ・安全講習するに意義を果さない生徒への指導1 ・安全講習実施体制確保、整備が困難4 ・意見なし2</p>	<p>・交通安全教育の徹底5 ・安全運転講習の受講義務付け2 ※受講証明書の発行義務付け1 ・任意乗車加入の禁止1 ・二人乗車（統一）を策定1 ・校長会で許可基準を制限する1 ・校則でハイテク通学を制限する1 ・車検証、登録証、自賠責保険、任意保険証書の提出は卒業生である路線の堅持1 ・学校の本分は三つない運動を継続する1 ・安全講習実施体制補助金の構築1 ・責任所在の見直し2</p>

資料 5-3: 「指導方針検討参考資料」に記載された委員の見解まとめ・続き

		<ul style="list-style-type: none"> ・道交法との行動範囲が拡大できなくなる ・生徒の安全講習や実技講習が大幅に改善される ・交通安全講習が大幅に改善される ・教習所での免許取得が減少する ・無免許者の見込みが減少する ・長期的に免許取得者が増える ・免許取得者が増える ・免許取得者が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活（学業・部活動）への影響 ・安全講習の実施体制が確保される ・自転車の実技指導が確保される ・意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学困難者のみ原付通学を許可 ・安全講習の実施体制を整備 ・運転経歴証明書を学校で取得する ・講習費用補助金制度の構築 ・国、自治体、教育機関、企業による積極的な交通安全教育の実施 ・指定自動車教習所の有効活用 ・指導要項に年間活動時間を明記 ・自転車の意見なし
--	--	--	---	---

資料 6-1：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケートフォーマット）

速い	1	2	3	4	5	速い	1	2	3	4	5	速い
優しい	1	2	3	4	5	怖い	1	2	3	4	5	怖い
安価	1	2	3	4	5	高価	1	2	3	4	5	高価
静か	1	2	3	4	5	うるさい	1	2	3	4	5	うるさい
派手な	1	2	3	4	5	地味な	1	2	3	4	5	地味な
好き	1	2	3	4	5	嫌い	1	2	3	4	5	嫌い
楽しい	1	2	3	4	5	つまらない	1	2	3	4	5	つまらない
明るい	1	2	3	4	5	暗い	1	2	3	4	5	暗い

速い	1	2	3	4	5	速い	1	2	3	4	5	速い
優しい	1	2	3	4	5	怖い	1	2	3	4	5	怖い
安価	1	2	3	4	5	高価	1	2	3	4	5	高価
静か	1	2	3	4	5	うるさい	1	2	3	4	5	うるさい
派手な	1	2	3	4	5	地味な	1	2	3	4	5	地味な
好き	1	2	3	4	5	嫌い	1	2	3	4	5	嫌い
楽しい	1	2	3	4	5	つまらない	1	2	3	4	5	つまらない
明るい	1	2	3	4	5	暗い	1	2	3	4	5	暗い

問3. 原付免許・自動二輪車免許の制度について、知っていることをお答えください。

(1) 免許を取得できる年齢は何歳からですか？（それぞれ1つずつ○）

- 【原付免許】 1. 15歳 2. 16歳 3. 17歳 4. 18歳 5. 19歳 6. 20歳 7. わからない
- 【普通自動二輪車免許】 1. 15歳 2. 16歳 3. 17歳 4. 18歳 5. 19歳 6. 20歳 7. わからない
- 【大型自動二輪車免許】 1. 15歳 2. 16歳 3. 17歳 4. 18歳 5. 19歳 6. 20歳 7. わからない

(2) それぞれの免許で運転できるバイクの排気量はいくつですか？（それぞれ1つずつ○）

- 【原付免許】 1. 40cc以下 2. 50cc以下 3. 125cc以下 4. 400cc以下 5. わからない
- 【普通自動二輪車免許】 1. 40cc以下 2. 50cc以下 3. 125cc以下 4. 400cc以下 5. わからない
- 【大型自動二輪車免許】 1. 50cc以上 2. 125cc以上 3. 250cc以上 4. 400cc以上 5. わからない

問4. あなた自身にとって、原付・自動二輪車を利用することは必要ですか？

- 1. 現時点で必要 2. 高校在学中にはいつか必要 3. 高校卒業後に必要 4. 必要はない

問5へお進みください

問6へお進みください

問5. 問4で1. 現時点で必要 2. 高校在学中にはいつか必要、と答えた人は、必要な理由は何ですか？（それぞれ1つずつ○）

通学の負担が軽減できるから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
アルバイト（または家業の手伝い）で活用できるから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
就職に有利だから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
生活の行動範囲が広がるから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
スポーツライティング等の趣味で活用したいから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
高校生のうちに交通社会の一員として自覚できるから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会

埼玉県 高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査

この調査は、原付・自動二輪車に対する高校生の意識を把握して、今後の交通安全教育の一資料とするために、皆さんに協力していただくものです。回答内容によって皆さんが不利益を受けるようなことはありませんので、感じのまま、正直に答えてください。

〈記入にあたっての注意事項〉

回答は、該当する数字に丸をつけてください。「その他」と回答した場合は、()の中に詳しい内容を書いてください。「1つ回答」「複数回答可」がありますので、それぞれ正しく回答してください。

原付と自動二輪車はどちらも二輪車で走る乗り物ですが、車面の大きさや排気量、制限速度、免許取得の方法など、様々な面で異なります。
 【原付とは】原動機付き自転車の略で、学科試験のみで免許取得可
 【自動二輪車とは】排気量によって「普通」と「大型」の免許があり、学科試験と実技試験で免許取得可

問1. あなた自身のことについてお答えください。

- (1) 高校何年生ですか。
1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生
- (2) 性別は。
1. 男性 2. 女性
- (3) 自宅から高校までの通学時間はどの位ですか。
1. 15分以内 2. 30分以内 3. 1時間以内 4. 1時間以上
- (4) 高校までの通学手段は何ですか。（主なものをつつ○）
1. 自転車 2. 電車 3. 徒歩 4. バス 5. その他 ()
- (5) 普段の登下校時など、交通マナーを意識していますか。
1. 意識している 2. まあまあ意識している 3. 意識していない 4. 分からない
- (6) 原付・自動二輪車の免許取得、乗車に興味がありますか。
1. 興味がある 2. まあまあ興味がある 3. 興味がない 4. 分からない
- (7) 将来、普通自動車の運転免許を取得したいと思いませんか。
1. 取得したい 2. 取得したくない 3. 分からない

問2. あなたが「原付」「自動二輪車」に持つイメージは？（それぞれ1つずつ○）

☆ 原付に対するイメージ

非常に悪い	1	2	3	4	5	非常に悪い	1	2	3	4	5	非常に悪い
やや悪い	1	2	3	4	5	やや悪い	1	2	3	4	5	やや悪い
どちらでもない	1	2	3	4	5	どちらでもない	1	2	3	4	5	どちらでもない
やや良い	1	2	3	4	5	やや良い	1	2	3	4	5	やや良い
非常に良い	1	2	3	4	5	非常に良い	1	2	3	4	5	非常に良い

便利	1	2	3	4	5	不便
カッコいい	1	2	3	4	5	ダサい

資料6-2：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケートフォーマット）・続き

問6. 問4で3. 高校卒業後に必要 4. 必要はない、と答えた人は、必要でない理由は何ですか？（それぞれ1つずつ〇）

原付・自動二輪車に興味がないから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
原付・自動二輪車は危険だから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
お金がかかるから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
高校生が利用するにはまだ早いから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない
将来、自動車免許を取得すれば十分であるから	1. 非常にあてはまる	2. ややあてはまる	3. どちらでもない	4. あまりあてはまらない	5. 全くあてはまらない

問7. 埼玉県の高校生が、原付・自動二輪車を利用することについて、あてはまるものを選んでください。（それぞれ1つずつ〇）

事故の危険性があるので利用するべきではない	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない
高校を卒業してからの取得で十分である	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない
高校生の生活が便利になるので活用すべきだ	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない
アルバイトの幅が広がるのに必要だ	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない
電車・バスが不便な地域では通学に必要な	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない
安全教育をきちんと受ければ利用すべきだ	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない
法律に則り、取得可能な年齢であれば免許取得して利用してもよい	1. 非常にそう思う	2. ややそう思う	3. どちらでもない	4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない

問8. 埼玉県教育委員会がすすめるいわゆる「三ない運動」について、次のことを知っていますか？（それぞれ1つずつ〇）

(1) 高校生に原付・自動二輪車の免許を取らせない	1. 高校入学前から知っていた	2. 高校入学時に知った	3. 入学後しばらくして知った	4. 聞いたことはあるが内容は分からない	5. 知らない
---------------------------	-----------------	--------------	-----------------	----------------------	---------

(2) 高校生に原付・自動二輪車を買わせな	1. 高校入学前から知っていた	2. 高校入学時に知った	3. 入学後しばらくして知った	4. 聞いたことはあるが内容は分からない	5. 知らない
(3) 高校生に原付・自動二輪車に乗らせ	1. 高校入学前から知っていた	2. 高校入学時に知った	3. 入学後しばらくして知った	4. 聞いたことはあるが内容は分からない	5. 知らない

問9. 原付・自動二輪車の免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？（1つに〇）

1. 取得して運転する 2. 取得するが運転はしない 3. 取得しない 4. 分からない

その理由は？（あてはまるものすべてに〇）	その理由は？（あてはまるものすべてに〇）
1. 原付や自動二輪車に乗りたくないから 2. 通学が便利になるから 3. アルバイトの幅が広がるから 4. 家業が必要だから 5. 身分証明として活用するため 6. 就職に有利だから 7. その他（ ）	1. 不要だから 2. 教習所の費用が高いから 3. 原付・自動二輪車に興味がないから 4. 保護者が反対するから 5. 自転車ですら不便を感じないから 6. 事故等の危険があるから 7. その他（ ）

問10. 問9で1. 取得して運転する と答えた人にかがいます。（その他の人は問11へ）

(1) 原付・自動二輪車を、何のために利用したいですか？（あてはまるものすべてに〇）

1. 通学 2. プライベート 3. アルバイト 4. 家事 5. その他（ ）

(2) 利用の頻度はどの程度になりますか？（1つに〇）

1. 週に6~7日 2. 週に3~5日 3. 週に1~2日 4. 月に1~3日 5. 月に1日 6. 年に数日

(3) 原付・自動二輪車の安全運転に関する講習会が実施されたら、参加したいですか？（1つに〇）

1. ぜひ参加したい 2. 予定が合えば参加したい 3. 参加したくない 4. 分からない

問11. 埼玉県の「三ない運動」は継続すべきだと思いますか？（1つに〇）

1. 継続すべき 2. 見直すべき 3. 分らない

その理由は？

ご協力ありがとうございました。

資料 7-1：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）

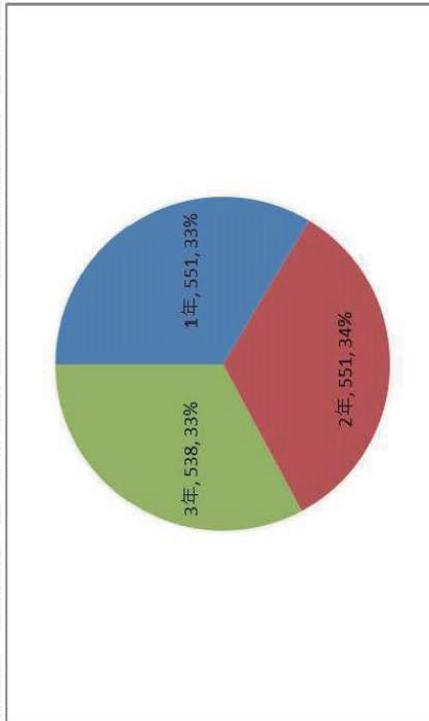
埼玉県 高校生の原付・自動二輪車に関する意識調査集計結果

実施日時 平成29年7月10日（月）～7月21日（金）の期間において実施

実施方法 1校1学年より1クラスを抽出（定時制課程も3学年までの実施）

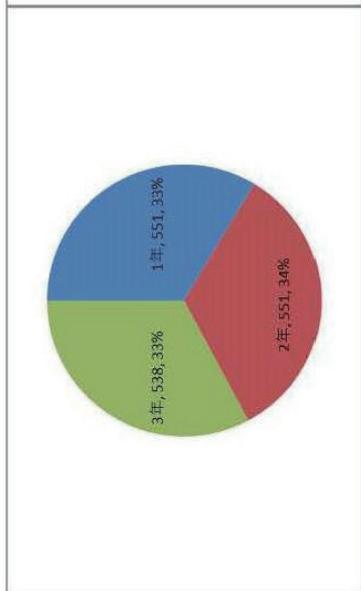
実施規模	県立高校	全日制	12校	1,309名
	県立高校	定時制	3校	123名
	私立高校	全日制	2校	208名
				計1,640名

グラフデータについて 例 3年, 538, 33% → 【選択肢】、【回答数】、【割合（%）】

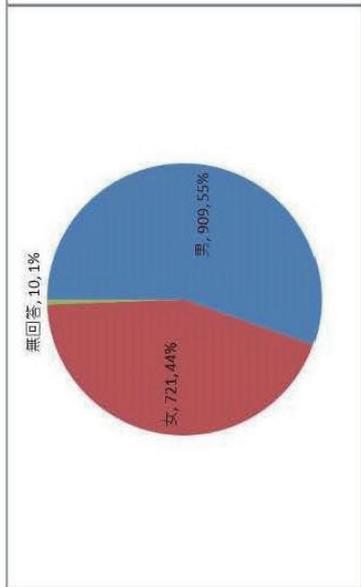


資料 7-2：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）・続き

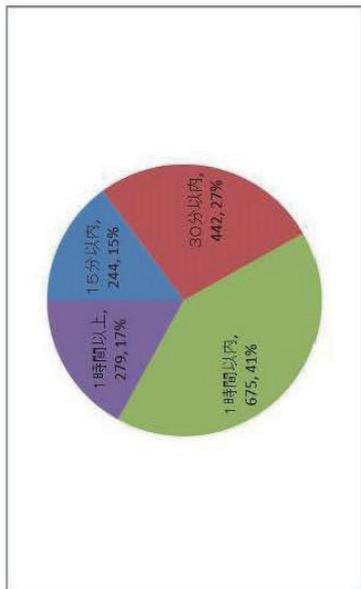
問1. あなた自身のことについてお答えください。
 (1) 高校何年生ですか。



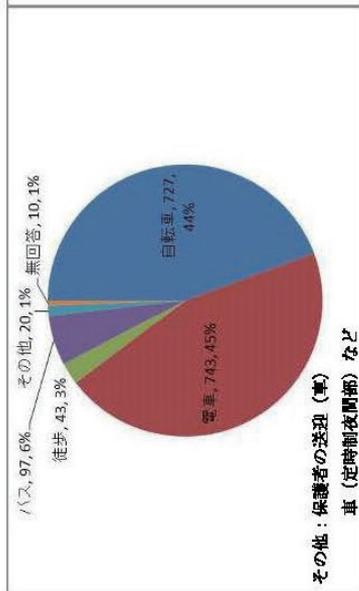
(2) 性別は。



(3) 自宅から高校までの通学時間はどの位ですか。

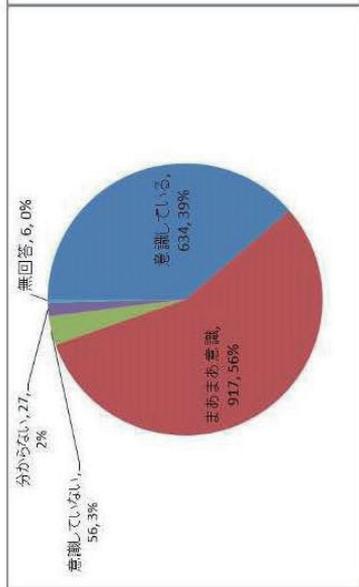


(4) 高校までの通学手段は何ですか。(主なものを1つ回答)

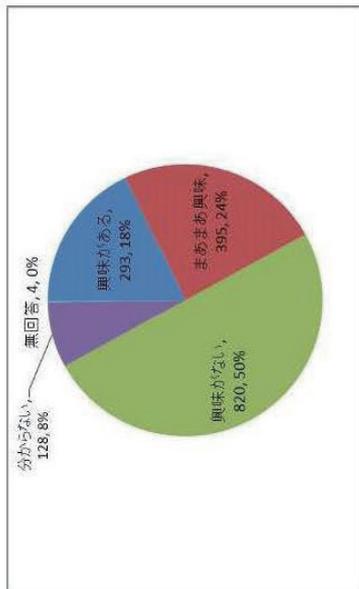


その他：保護者の送迎（車）
 車（定時前夜間帯）など

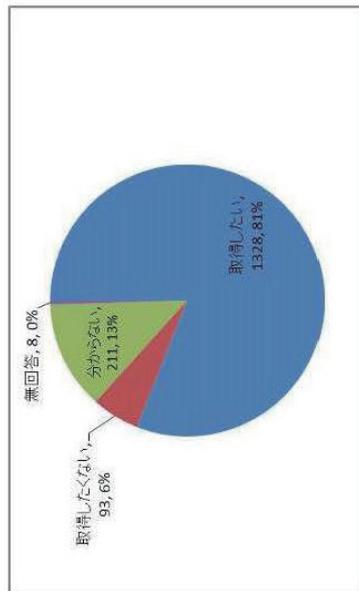
(5) 普段の登下校時など、交通マナーを意識していますか。



(6) 原付・自動二輪車の免許取得、乗車に興味がありますか。



(7) 将来、普通自動車の運転免許を取得したいと願いますか。



資料 7-3：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）・続き

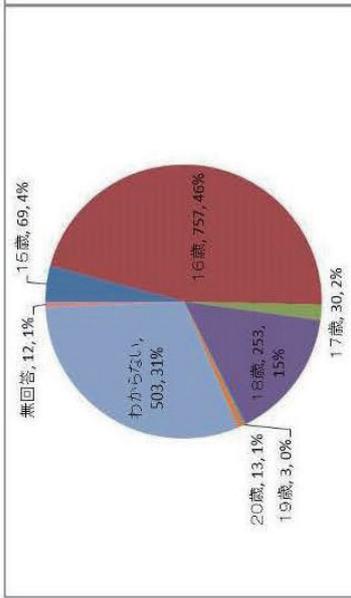
問2. あなたが「原付」「自動二輪車」に持つイメージは？【原付】
あなたが「原付」「自動二輪車」に持つイメージは？【自動二輪車】

	非常に思う	やや思う	どちらでもない	やや思う	非常に思う	無回答
便利	432	524	544	64	54	22
カッコいい	83	142	207	222	207	27
速い	289	382	698	218	128	29
安い	116	180	836	267	221	31
安全	201	327	734	198	148	32
静か	73	165	679	343	350	30
派手な	113	160	831	296	207	33
好きな	75	125	1081	172	175	32
楽しい	90	149	1073	146	151	32
明るい	76	128	1188	123	114	33
不便						
カッコ悪い						
遅い						
高い						
危険						
静かな						
派手な						
好きな						
楽しい						
明るい						
無回答						

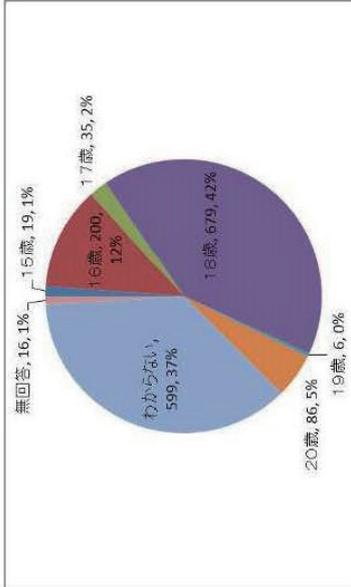
問3. 原付免許・自動二輪車免許の制度について、知っていることをお答えください。

(1) 免許を取得できる年齢は何歳からですか？

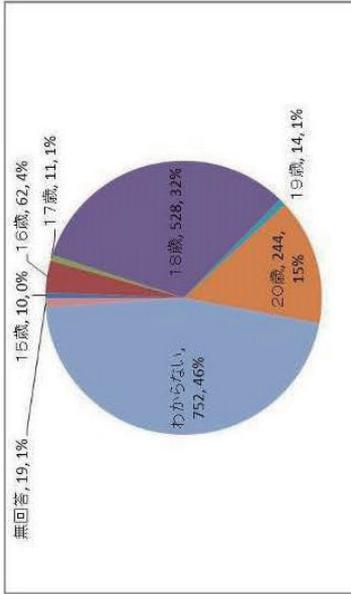
【原付】



【普通自動二輪車免許】

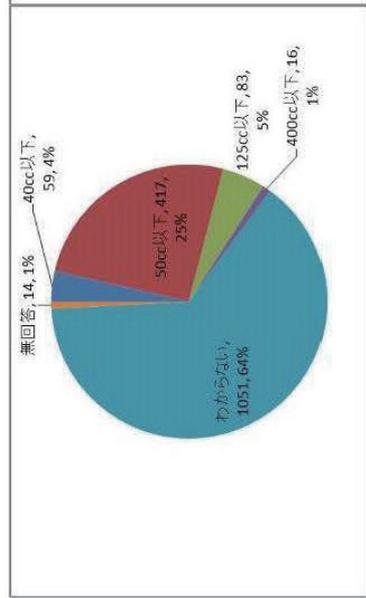


【大型自動二輪車免許】

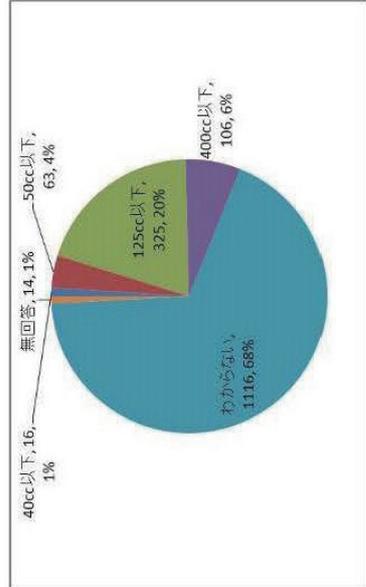


(2) 運転できるバイクの排気量はいくつですか？

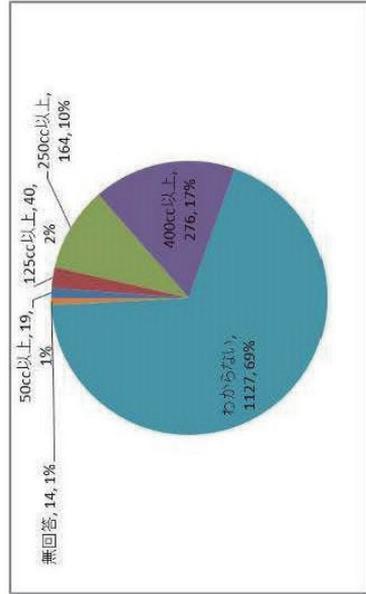
【原付】



【普通自動二輪車免許】

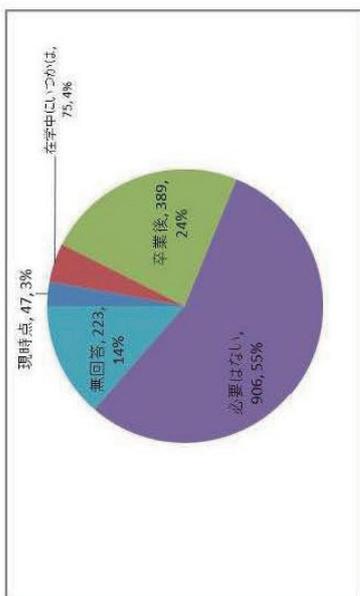


【大型自動二輪車免許】

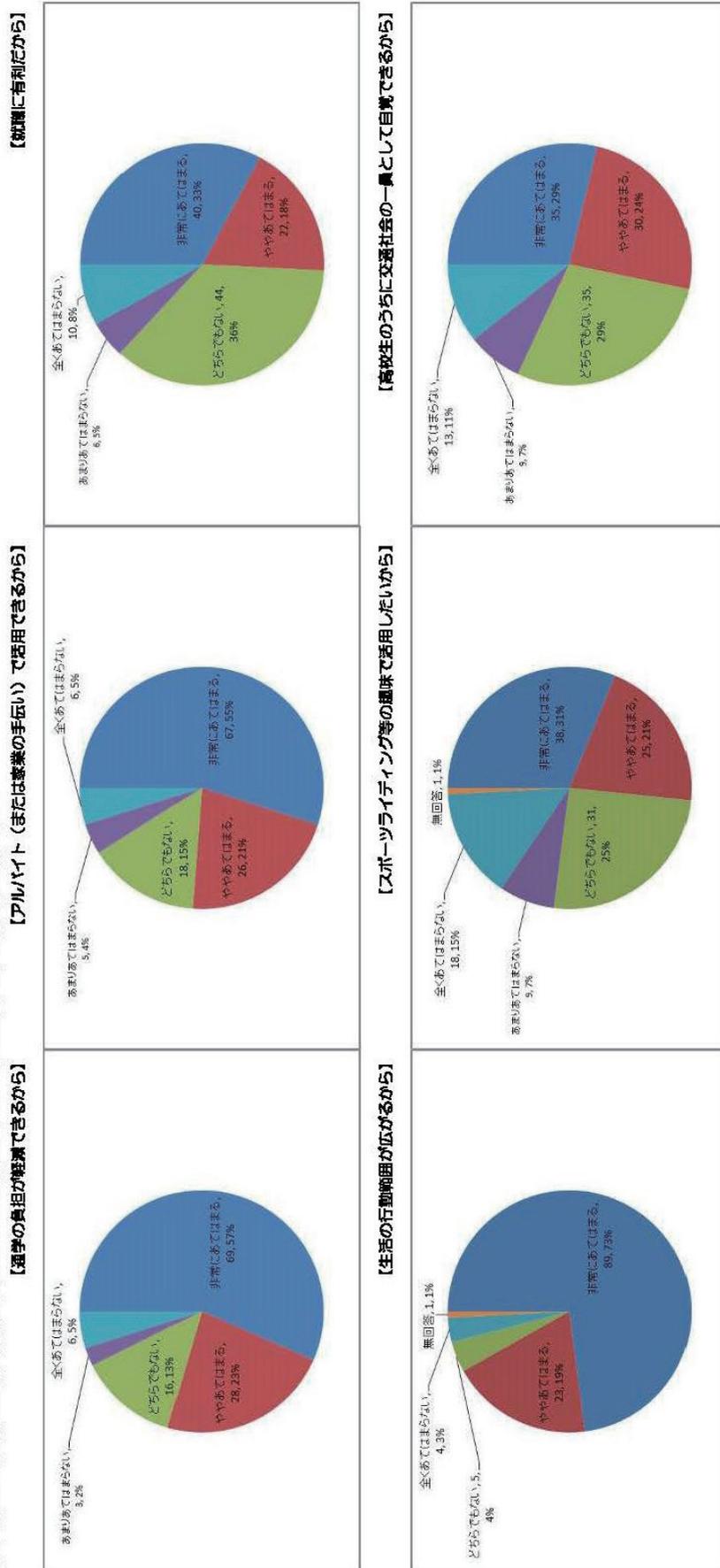


資料 7-4：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）・続き

問4. あなた自身にとって、原付・自動二輪車を利用することは必要ですか？



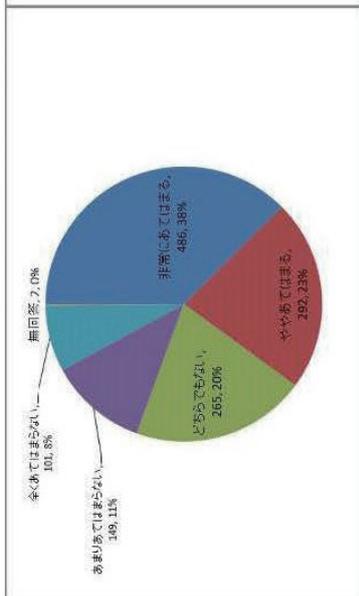
問5. 問4で「理時点が必要」「高校在学中にはいつか必要」と答えた人(122名)は、必要な理由は何ですか？



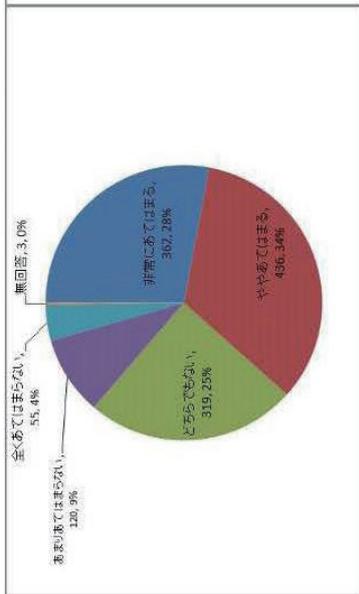
資料 7-5：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）・続き

問6. 問4で「高校卒業後に必要」「必要はない」(1295名)と答えた人は、必要でない理由は何ですか？

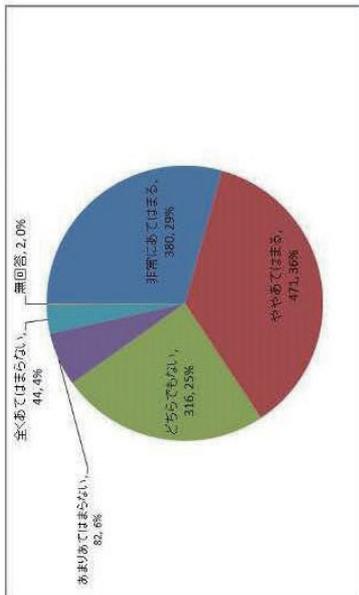
【原付・自動二輪車に興味がないから】



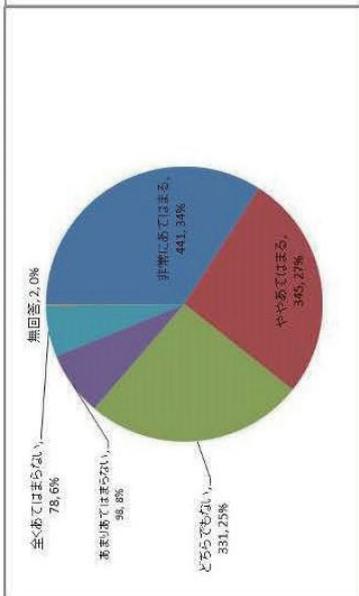
【原付・自動二輪車は危険だから】



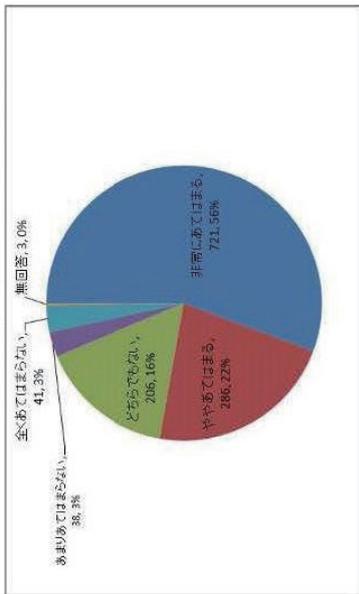
【お金がかかるとから】



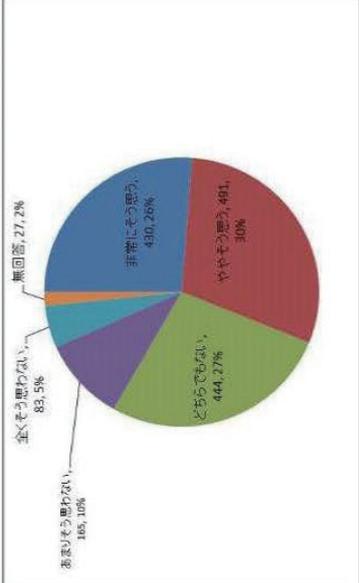
【高校生が利用するにはまだ早いから】



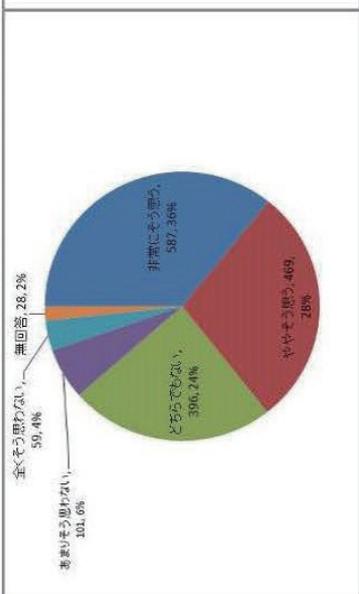
【将来、自動車免許を取得すれば十分であるから】



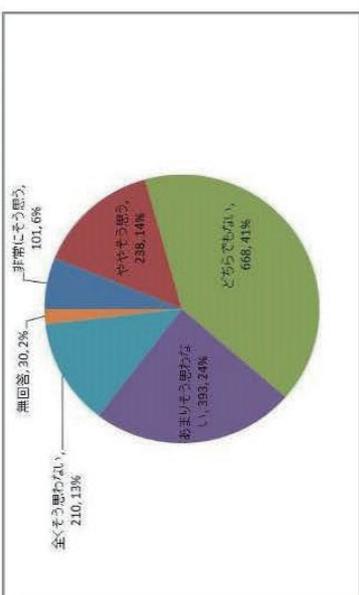
問7. 埼玉県の高校生が、原付・自動二輪車を利用することについて、あてはまるものを選んでください。【事故の危険性があるから利用すべきではない】



【高校を卒業してからの取得で十分である】

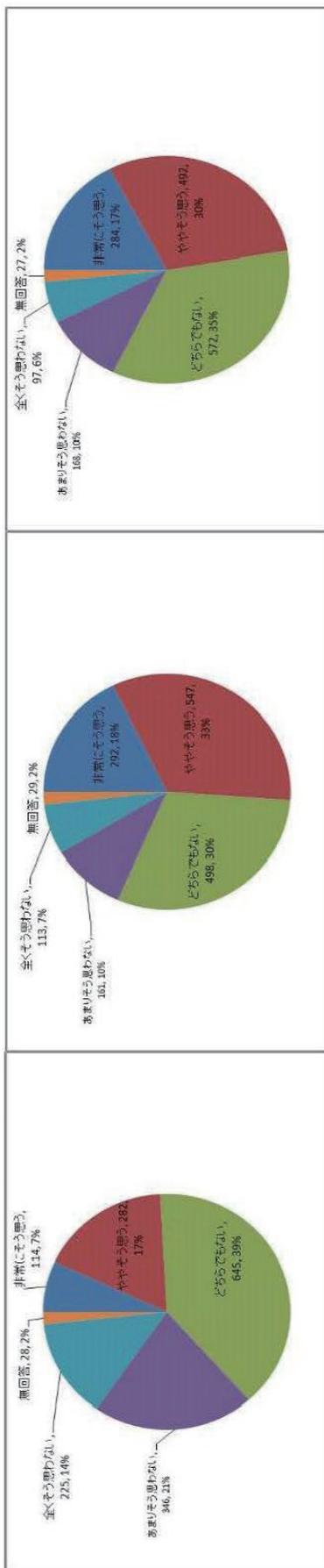


【高校生の生活が便利になるので活用すべきだ】

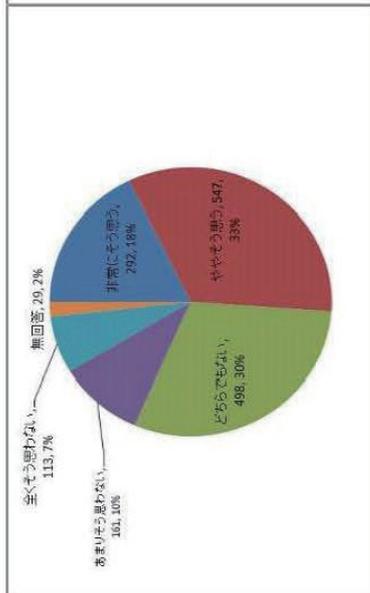


資料 7-6：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）・続き

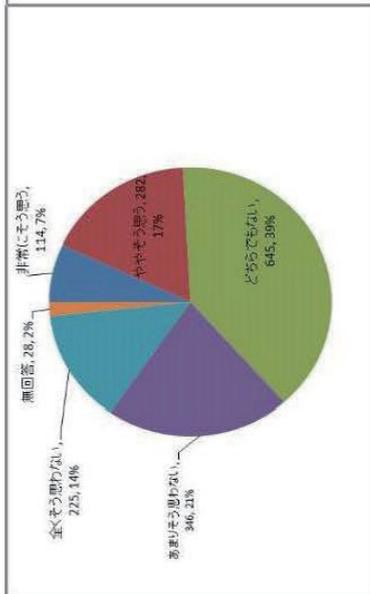
【アルバイトの幅が広がるので必要だ】



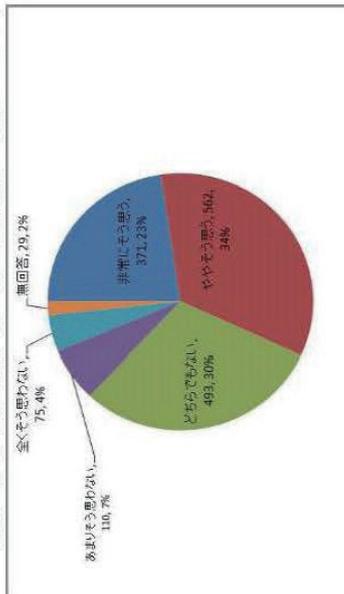
【電車・バスが不便な地域では通学に必要だ】



【安全教育をきちんと受けければ利用すべきだ】

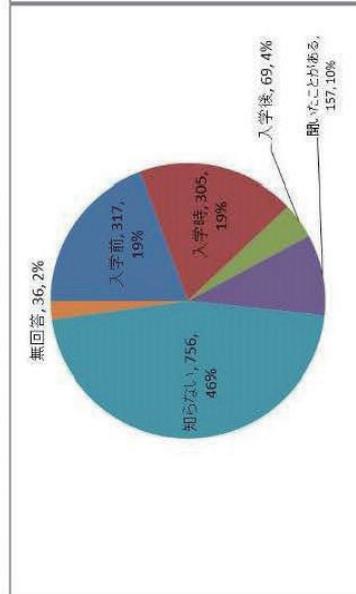


【法律に則り、取得可能な年齢であれば免許取得して利用してもよい】

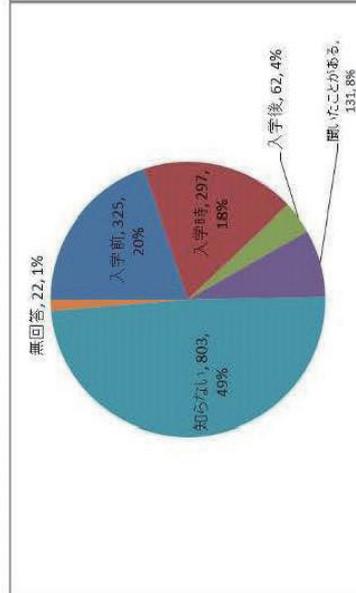


問8. 埼玉県教育委員会がすすめるいわゆる「三ない運動」について、次のことを知っていますか？

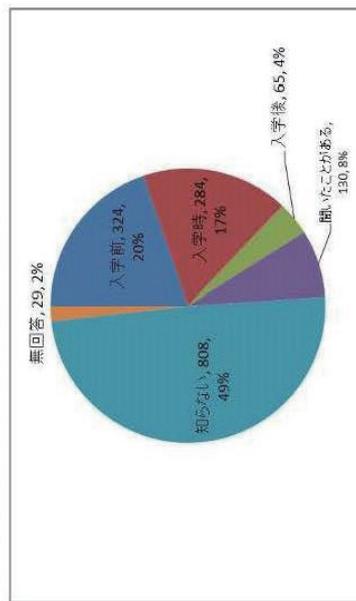
(1) 高校生に原付・自動二輪車の免許を取らせない



(2) 高校生に原付・自動二輪車を買わせない

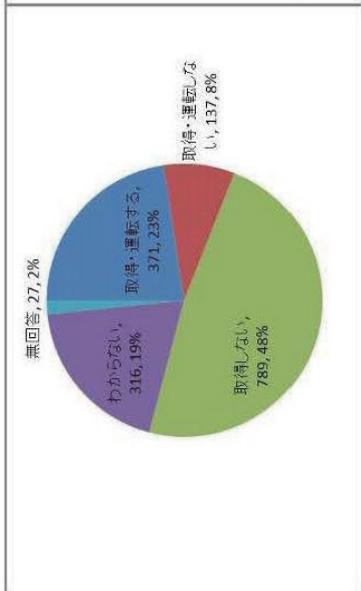


(3) 高校生に原付・自動二輪車に乗せさせない

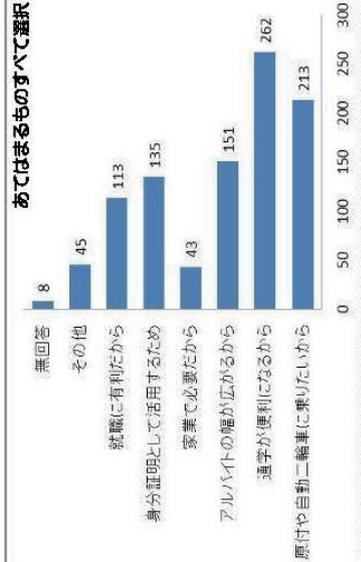


資料 7-7：二輪車に関する生徒の意識調査（アンケート結果）・続き

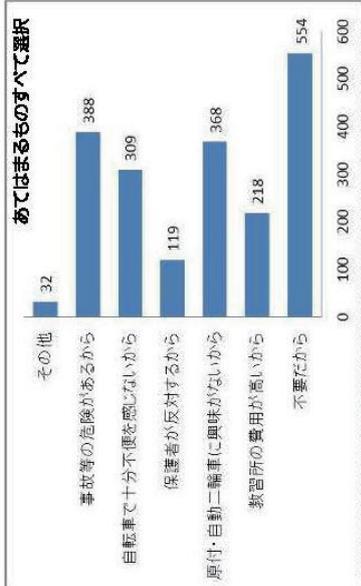
問9. 免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？



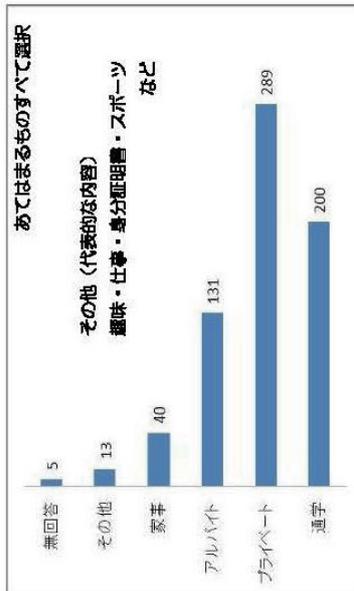
「取得して運転する」「取得するが運転しない」(508名)と答えた人の理由



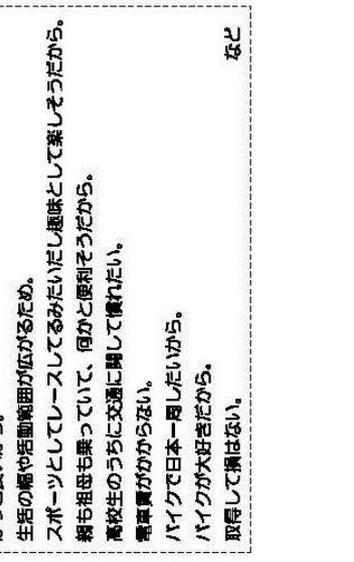
「取得しない」(789名)と答えた人の理由



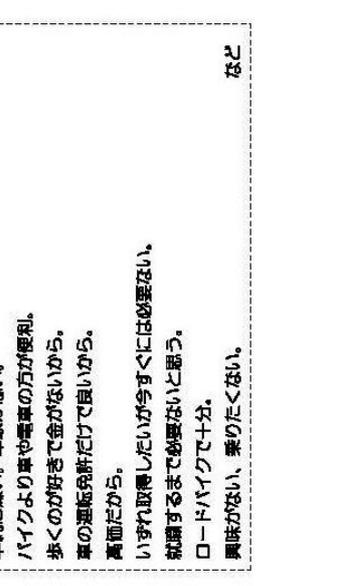
問10. 問9で「取得して運転する」(371名)と答えた人にうかがいます。
(1) 原付・自動二輪車を、何のために利用したいですか？



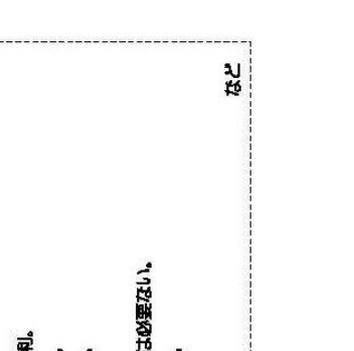
問11. 埼玉県の「三不運動」は継続すべきだと思いますか？



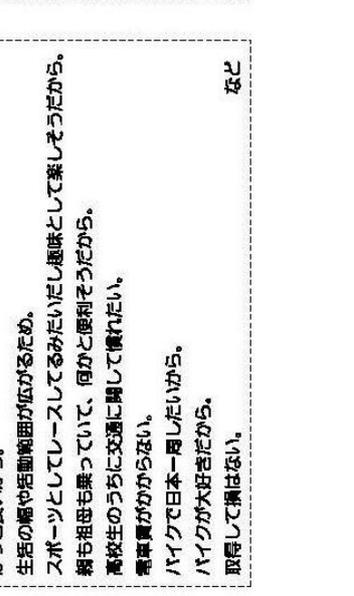
問12. 利用の頻度はどの程度になると思いますか？



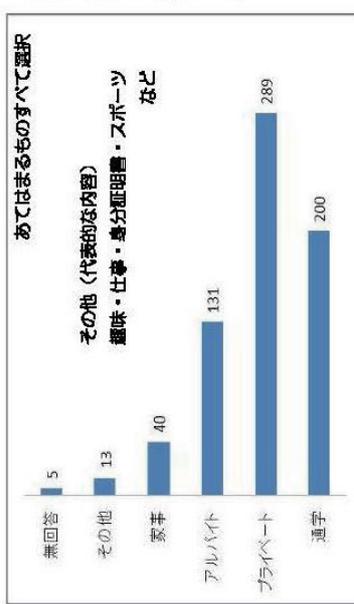
問13. 安全運転に関する講習会が実施されたら、参加したいか？



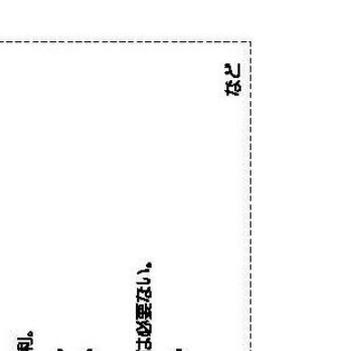
問14. 埼玉県の「三不運動」は継続すべきだと思いますか？



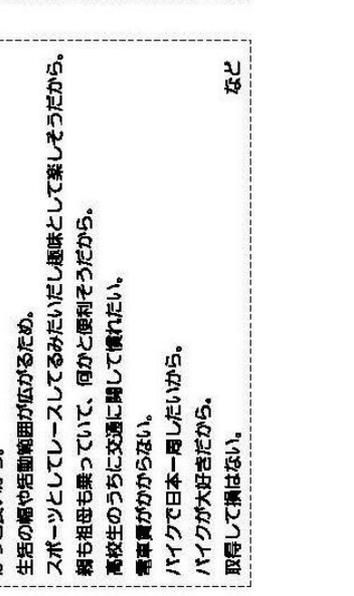
問15. 埼玉県の「三不運動」は継続すべきだと思いますか？



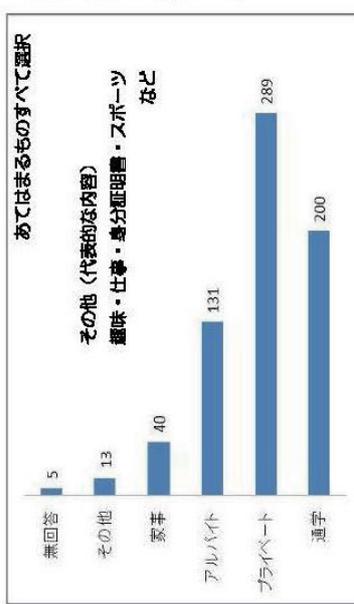
問16. 免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？



問17. 免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？



問18. 免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？



問19. 免許取得が許可された場合、運転免許を取得したいですか？



資料 8-1：検討委員会の協議まとめ

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会における協議状況

<p>【検討委員会設置の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現指導要項の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現指導要項を制定後35年が経過 ・ 高校生のバイク交通事故死傷者数の大幅な減少 ・ 高校生の命を守る点では大きな成果 ○ 社会情勢の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴走族の減少 ・ 免許制度の度重なる改正 ・ 選挙権年齢の引下げ（高校生が主権者となる） ・ 高校生の自主自立が求められる教育の推進 ○ 他都道府県の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で県教委が三ない運動推奨しているのは半数以下 ・ 関東では埼玉県のみ ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無許可免許取得者の把握が難しい ・ 無許可免許取得者による死亡事故の発生 	
<p>【協議の前提】</p> <p>高校在学期間を、交通社会の一員としての義務と責任、いのちの大切さを学ぶ機会とすることができる可能性があるのかという視点を含め、「高校生がバイクに乗車した場合」と仮定して協議を進めた。</p>	
協議における意見等	まとめの方向性（案）
<p>【交通安全教育に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場の業務は多岐にわたり、時間的、場所的にも自動二輪車等の交通安全教育はできない ・ 自動二輪車等の交通安全を指導できる教員がいない ・ 在学中のみではなく生涯に渡り交通事故の当事者とならないような交通安全教育が必要 ・ 16歳になった生徒は全員自動二輪車等の交通安全教育を受けさせ、生徒自身に免許取得を選択させるべき ・ 交通安全教育は保護者や地域を含めた社会全体で取り組むべきである ・ 他県の例で交通安全に関する条例が施行されてから教育が後追いするかたちは良くない 	<p>【交通安全教育に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許取得者に対する自動二輪車等の交通安全教育は必要 ・ 県教委主体で関係機関の協力を得て指導体制を構築することが望ましい ・ 暴走族の再発を防止するため交通安全教育と併せて非行防止を行うことも重要
<p>【交通安全講習の受講に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許取得者には交通安全講習を受講させるべき ・ 免許取得者には交通安全講習の受講を促すことが必要 ・ 交通安全に関する機関、団体が交通安全講習を実施している ・ 学校は免許取得者を把握して安全講習受講を促すべき ・ 三ない運動を廃止すれば免許取得者を把握できるのでは ・ 三ない運動を廃止し免許取得者が増えれば事故の増加が懸念される ・ 生徒が交通事故に遭えば学校の責任になるのではないか ・ 免許取得に関しては保護者の責任が第一である ・ 三ない運動を廃止しても学校が果たすべき役割はある 	<p>【交通安全講習の受講に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教委が主体となり関係機関団体の協力を得て、交通安全講習の体制を構築していくことが望ましい ・ 秩父マナーアップ講習のような講習は拡充していくべき ・ 学校は免許取得者を把握して取得者に対して交通安全講習受講を促す ・ 免許取得者の把握方法として、届出制度を導入 ・ 届出は免許取得に関する責任は本人及び保護者であると意識させるものであること

資料 8-2：検討委員会の協議まとめ・続き

<p>【免許取得者（保護者）に義務付ける要件に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意保険には必ず加入する必要がある ・取得できる免許は原付のみ、自動二輪車は原則禁止 ・免許取得に関する誓約書など保護者の連名にするべき ・手続きや自動二輪車の知識に関する保護者向けのハンドブックが必要 	<p>【免許取得者（保護者）に義務付ける要件に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許取得に際し届出制度を導入 ・届出に係る誓約書等は保護者が連名して、生徒と保護者が免許取得に係る責任を共通認識する ・届出手续や交通安全、自動二輪車等の知識に関するハンドブックの作成など、生徒や保護者への啓発資料が必要 ・任意保険の加入は乗車の条件とする ・免許の取得、乗車は原付のみとし自動二輪車は特別の事情がある場合のみ
<p>【交通安全講習に関する外部機関の協力について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父のマナーアップ講習のような交通安全講習は業界として協力できる ・東西南北の地区で年間5～10回なら可能 ・形式的な教育としないために最大50名程度がよい ・外部機関は基本的には協力、主催は県教委 ・多少の交通費等が発生するため受講費用は受益者負担 ・交通安全講習の内容については、検討が必要 	<p>【交通安全講習に関する外部機関の協力について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委が主体となり交通安全関係機関団体の協力を得て、交通安全講習の実施体制を構築 ・受講費用は受講者が生徒全体ではなく個人のため受益者負担の検討 ・交通安全講習の実施場所、日時、実施内容については、協力依頼を含め今後検討していく
<p>【免許取得になった場合の学校側の負担について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時負担として校則や指導内規の改正、任意保険の加入や安全講習受講等、乗車に関するルール作り ・継続的な負担として万が一の事故の際の本人及び同級生等の心のケア ・各学校でルールをつくるのは難しい ・県教委が校則や指導内規のひな形を示してほしい ・業界が安全講習を協力していただけるのならば学校は多少の負担を担っても良いのではないか ・免許の取得は、それを取らせる保護者の責任 ・「各学校がこれまでの方針を堅持する」との選択肢があった場合、学校は先んじてやらない ・見直した場合でもどこかに負担を押し付けることが無いようにPDCAサイクルを行うべきだ 	<p>【免許取得になった場合の学校側の負担について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校則や指導内規のひな形は県教委が示す ・交通安全講習に関する負担については、県教委が主体となり、学校は生徒に受講を促すことの負担は伴う ・現方針を改正した場合は改正の効果検証は必要 ・免許の取得や車両を買い与えるのは保護者であり、最終責任は保護者と考える
<p>【通学に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許取得者に通学を認めるということは、多かれ少なかれ学校に責任が行く ・他県で距離に関係なく許可は非常に少ない ・通学を認めた場合は、学校は車両整備にも関与する必要がある 	<p>【通学に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学は学校管理下であり無制限には認められない ・距離や交通利便性など特別の事情があるときのみ認めるのが望ましい

資料 9-1：検討委員会報告書より「提言」

1 提言

埼玉県教育委員会では、昭和50年代における高校生の原動機付き自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）による暴走行為や交通事故死傷者の増加を受け、昭和55年に「暴走行為等防止対策連絡協議会」を設置し、翌年の昭和56年2月、同協議会からの報告に基づき、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」（以下「現指導要項」という。）を制定した。

現指導要項の基本方針は、「高校生活にバイクは不要」という統一的な方針の下に、特別の事情による場合以外は、高等学校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入及び乗車を認めない（以下「いわゆる『三ない運動』」という。）こととしている。

高校生の自動二輪車等による交通事故死傷者数は、昭和55年の1,557人をピークに翌年の昭和56年に現指導要項を制定以降、平成28年は68人にまで大きく減少し、現指導要項は高校生の命を守るという意味において大きく貢献を成したと言える。

また、現指導要項に基づき、特別の事情があり、自動二輪車等の免許の取得及び自動二輪車等による通学が許可されている生徒（以下「免許取得許可者」という。）は、平成29年10月1日現在193人となっている。免許取得許可者に対しては、交通安全関係機関・団体の協力の下、県教育委員会の主催により二輪車マナーアップ講習会が実施されている。また、免許取得許可者が在学する学校では、独自に地元警察署や交通安全関係機関・団体の協力を得て、地域の実情に応じた交通安全講習が行われている事例もある。

その一方で、学校に無許可で自動二輪車等の運転免許を取得している生徒が、平成28年10月から平成29年9月までの間に県教育委員会で把握しただけでも135人いる。こうした無許可で自動二輪車等の運転免許を取得している生徒に対しては、十分な交通安全教育を実施できておらず憂慮すべき現状である。

資料 9-2：検討委員会報告書より「提言」・続き

全国的には、平成26年に文部科学省が行った調査において、都道府県教育委員会が主体となり、いわゆる「三ない運動」を推奨している都道府県は半数以下との結果が示されている。

そして、群馬県が平成27年にいわゆる「三ない運動」を廃止し、新たに自動二輪車等に関する指導方針を定めたことにより、関東圏においていわゆる「三ない運動」を推奨しているのは埼玉県のみとなった。

現指導要項の制定から37年が経過し、当時社会問題としていた暴走族の減少や、自動二輪車等に関する免許制度の改正、更に近年では選挙権年齢の18歳以上への引下げに伴って自主自立の教育の推進が求められるなど、社会環境は大きく変化している。

埼玉県における高校生の自動二輪車等に関する指導の在り方についても、このような社会環境の変化に整合すべく深化させていかなければならない。

いわゆる「三ない運動」は、高校生の自動二輪車等による事故や暴走行為等の非行を防止することを趣旨としているが、その根底には高校生の命を守りつつ、充実した高校生活の営みの中で高校生の健全育成を目指すという精神があると考えられる。

こうした精神を踏まえた上で、高校生を自動二輪車等に関する事故・暴走行為等から守り、交通社会を構成する一員として育成していくための交通安全指導の在り方について、本委員会では次のとおり提言する。

第一 これまでのいわゆる「三ない運動」の精神を継承しつつ、高校生を取りまく社会環境の変化に整合した新たな指導要項を制定すること。

これまでのいわゆる「三ない運動」については廃止し、その趣旨・精神を継承した上で見直しを行い、高校生が生涯にわたって悲惨な交通事故の当事者にならぬよう、交通社会の一員としての義務と責任、そして命の大切さを在学中に積極的に学ぶことのできる新たな交通安全に関する指導要項を制定すること。

資料 9-3：検討委員会報告書より「提言」・続き

その際には、自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入、乗車を希望する者には、届出書の提出、交通安全講習の受講、任意保険の加入など一定の制約事項を定めること。

第二 自動二輪車等の運転免許取得者に対する交通安全講習の実施など、安全確保対策に万全を期すこと。

自動二輪車等に乗車すると、多かれ少なかれリスクが発生する。生徒及び保護者には自動二輪車等に乗車することで背負う交通事故のリスクや、交通事故に伴う高校生活や進路実現に係るリスクの存在、また、公道において自動二輪車等を利用することでこれらのリスクが完全には払拭できないことを正しく認識し理解させる必要がある。

そのために、自動二輪車等の乗車によるリスクの正しい理解と、その対処法としての理念や技術を修得するための交通安全教育を実施すること。

(1) 具体的な取組

ア 自動二輪車等の運転免許の取得に伴う届出等の手続の導入

自動二輪車等の運転免許の取得を希望する者に対し、無条件、無制限に認めるものとはせず、交通安全教育の一環として必要な手続を定めること。

具体的には、交通安全に関する生徒及び保護者に対する意識の確認、生徒及び保護者の連名による運転免許取得に関する届出書の提出など、交通社会を構成する一人となる責任とリスク、及び高校生活における本分と保護者の担うべき責任について、生徒及び保護者に共通認識させる手続を定めること。

また、届出書については、交通法規の遵守、違法改造の禁止、任意保険への加入、交通安全講習の受講等、安全利用に努める旨の誓約を明記し、学校管理下外における生徒及び保護者の責任について、認識させる

資料 9-4：検討委員会報告書より「提言」・続き

ものとする。

なお、原動機付自転車と自動二輪車では、運転免許の種別、通行できる道路の条件等が異なることから、車種別にそれぞれ具体的な対応策を検討していくことが望ましい。また、自動二輪車の二人乗り運転（高校生が他人を同乗させて運転すること）については、初心運転期間を終了した場合であっても、他人の命を預かるという重大性に鑑み、二人乗り運転は禁止するなど慎重に検討すべきである。

イ 自動二輪車等による通学に関する制限

自動二輪車等による通学については、通学に際し、利用し得る適当な公共交通機関がなく、また、遠距離のため自転車での通学が困難である、身体上の故障等により他に適当な通学方法がないなど特別の事情がある場合のみ認めるとすることが望ましい。

また、通学に使用する車両は原則として排気量50cc以下とすることが望ましい。

なお、特別の事情が認められる場合は、生徒と保護者の連名で、通学経路の分かる書類や任意保険の証書の写しを添付させるなどの必要な手続を取ること。

ウ 交通安全確保方策の実施

自動二輪車等の運転免許取得者の交通安全確保方策として、交通安全関係機関・団体の協力を仰ぎ、交通安全講習を実施すること。

交通安全講習の実施内容については、座学と実技の講習内容が相互に整合するものとし、実効性の高い講習内容とすること。

また、講習会場までの生徒の移動距離や地域特性に応じた講習内容の設定等を考慮し、県域を分割して講習会場を設置することが望ましい。

併せて、運転免許取得者に対しては、交通安全講習の受講を促すなど、安全確保等の充実を図ること。

講習の実施に伴う必要経費については、必要最小限に抑えられるよう

資料 9-5：検討委員会報告書より「提言」・続き

特段の努力を行うとともに、受益者負担を原則とすることとして検討すること。

(2) 県教育委員会の役割

ア 学校に対する支援

現指導要項を廃止し新たな自動二輪車等に関する指導要項を制定した場合、各学校では廃止・制定に基づく校則や指導内規の改正、教職員や保護者への周知等の事務的負担が生じる。

そこで、学校への過度な負担となることを避けるため、県教育委員会は、校則や指導内規のひな形の提示、教職員や保護者に対する周知のためのパンフレットの作成といった支援を行うことが望ましい。

教職員や保護者に対する周知については、これまでの自動二輪車等に関する指導の状況、社会環境の変化に整合した新たな指導方針への深化に至る背景等、本委員会における協議の経緯を教職員や保護者が十分に認識し理解できるものとする。

併せて、重大な交通事故が発生した場合には速やかに必要な支援が行われるよう体制を構築しておくこと。

イ 交通安全講習実施体制の構築

県教育委員会は交通安全関係機関・団体の協力を得て、交通安全講習の実施体制を確立し、主催すること。

また、交通安全講習の実施内容については、既存の講習内容を精査し、関係機関・団体と連携を図り、公道における高校生の自動二輪車等の安全利用の推進に資するよう、真に実効性のあるものとする。

ウ 県民への周知

高校生を取り巻く交通安全教育は、学校、保護者、行政が三位一体となり推進していくべきである。県教育委員会は交通安全教育について、学校、保護者、行政がそれぞれ担う役割を周知し、それぞれの役割を全

資料 9-6：検討委員会報告書より「提言」・続き

うできるよう支援していくこと。

特に近年、我が国の教員の負担が国際的に見ても非常に大きく、負担軽減が強く求められていることに併せ、個々の交通安全教育を学校や教職員のみで推進することは実務上現実的ではない。また、生徒個人のための安全教育は家庭の役割が大きい。これらのことから、保護者が果たすべき責任について明確にし、その周知と支援をしていくこと。

エ モニタリング組織の構築

交通安全教育をはじめとした高校生の安全確保のための方策は、学校や保護者、教育行政のみではなく、交通安全関係機関・団体、交通管理者、道路管理者等、社会全体で取り組んでいく必要がある。

高校生の自動二輪車等の交通安全講習を実施するとともに、継続的に自動二輪車等の安全教育、事故の発生状況、利用実態に関するモニタリングを行い、随時、検証していくための組織を構築すること。

モニタリング組織については、学識経験者、交通安全関係機関、交通管理者、道路管理者等へ働き掛け、協力を得ること。

オ 準備期間の設定

新たな指導要項の施行に当たっては、交通安全関係機関・団体に対する交通安全講習への協力依頼や講習内容の精査・策定、車種別の具体的な対応策の検討、各学校における校則や指導内規の改正などを行うための十分な期間を設け、円滑な運用開始となるように配慮すること。

併せて、教職員や保護者等に対して、現指導要項の廃止に至る経緯や新たな指導要項の趣旨、手続等について、十分周知するための期間を設けるとともに、廃止に伴う不安や質問に丁寧に対応すること。

(3) 学校の役割

ア 運転免許取得に関する届出の確認及び運転免許取得者の把握

自動二輪車等の運転免許の取得を希望する生徒には、「1(1)ア 自

資料 9-7：検討委員会報告書より「提言」・続き

動二輪車等の運転免許の取得に伴う届出等の手続の導入」において記述した手続に従って届出書を確認し運転免許取得者を把握すること。

その際、生徒及びその保護者に対して、交通社会を構成する一人となる責任とリスク、及び高校生活における本分と保護者の担うべき責任についてよく説明し、安全運転に努めるよう指導すること。

イ 交通安全講習の受講指導

自動二輪車等の運転免許を取得した生徒には、県教育委員会が主催する交通安全運転講習の受講を促すこと。

併せて、生徒の受講状況を把握し、未受講者には受講を強く促すことも必要である。

ウ 非行防止に関する継続的な取組の推進

現指導要項は、暴走族といった非行行為の減少に対しても大きな成果を残した。この成果を継承し、非行行為を再発させない取組として、学校は関係機関と連携し、引き続き非行防止に努めること。

(4) その他

ア 普通自動車等の運転免許取得者に対する交通安全教育

普通自動車若しくは準中型自動車の運転免許の取得及び交通安全教育について、今後の自動二輪車等に関する交通安全教育の運用状況に鑑み検討していくことが望ましい。

資料 10-1：教育委員会への最終報告（埼玉県教育局）

件 名	「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」の制定について
提出理由	高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会の提言を踏まえ、従来の指導要項に代わる新たな指導要項を制定したので、別紙のとおり報告します。
概 要	<p>1 従来の指導要項について</p> <p>(1) 制定の背景 昭和50年代における高校生の自動二輪車等による暴走行為や交通事故死傷者数の増加を受け、昭和56年2月に「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」を制定した。 ※ この指導要項により、高校在学中は自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入、乗車を原則認めない、いわゆる「三ない運動」を推進した。</p> <p>(2) 効果 指導要項を制定し実行したことにより、高校生の自動二輪車等による交通事故死傷者数や暴走行為は大きく減少した。</p> <p>2 指導要項の見直しについて</p> <p>(1) 見直しの背景 当初の指導要項制定から30年以上が経過し、自動二輪車の運転免許制度の改正や、選挙権年齢の18歳以上への引き下げなど、高校生を取り巻く社会環境は大きく変化してきた。 そのため、こうした社会の変化に対応した交通安全教育の在り方について検討する必要性が生じた。</p> <p>(2) 検討組織の設置 平成28年12月に「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」を設置し、平成30年1月まで、9回にわたり協議を行った。 平成30年2月に、提言を取りまとめた報告書が検討委員会から教育長に提出された。 報告書では、これまでのいわゆる「三ない運動」の精神を継承しつつ新たな指導要項を制定すること、交通安全教育に万全を期すことの二つが大きな柱として提言された。</p> <p>3 新たな指導要項について</p> <p>(1) 目的 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指す。</p>

資料 10-2：教育委員会への最終報告（埼玉県教育局）・続き

(2) 概要

ア 県は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。学校は生徒及び保護者に対し、交通安全指導を実施する。

イ 自動二輪車等の運転免許の取得等を希望する生徒は、保護者の同意の下、学校に書面で届け出る。

ウ 学校は、生徒及びその保護者に対し、交通社会の一員となる自覚や保護者の責任などについて説明し、共通認識を図る。

エ 利用しうる交通機関がなく、かつ遠距離の場合などに限り、自動二輪車等での通学を許可する。

オ 学校は、運転免許取得者を把握し、県等が主催する交通安全講習の受講を積極的に促す。

(3) 施行期日

平成31年4月1日（現要項は平成31年3月31日限り廃止）

（生徒指導課）

資料 11：新指導要項の施行について（教育長通知） ※新指導要項全文は 27 頁参照のこと。

教生指第 299-3 号

平成 30 年 9 月 25 日

各県立高等学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について

これまで、高校生の原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）に関する指導については、昭和 56 年 2 月 2 日付け通達教指第 2730 号「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止の指導について」に基づき、いわゆる「三ない運動」を基本方針として取り組んできたところです。このことは、事故による死傷者の減少や暴走行為の防止に一定の貢献をもたらしましたが、その後、30 年以上経過し、高校生を取りまく社会環境や、他都道府県における高校生の自動二輪車等に対する指導の在り方等も変化しました。

この様な現況を鑑みて、県では平成 28 年 12 月に「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」を設置し、協議を重ねてきました。

この度、同委員会からの報告に基づき、別添のとおり「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」を制定し、平成 31 年 4 月 1 日から運用することとしましたので、各学校においては、本指導要項に基づき、交通安全に関する指導について万全を期すようお願いします。

なお、これに伴い、前記昭和 56 年 2 月 2 日付け通達教指第 2730 号の通達は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

資料 12-1：生徒・家庭への周知（新入生向けリーフレット）・表面



彩の国
埼玉県

埼玉県のマスコット
「コバトン」



平成31年度入学生対象
交通安全リーフレット

新しく高等学校に入学するみなさんへ

合格おめでとうございます

高校入学を機に、新たに自転車やバス、電車での通学を始める方も多いと思います。通学距離や時間も長くなるかもしれません。安全な登下校のために、御家庭におかれましても、お子様への安全教育をお願いします。

● 高校生になって変わる交通事情

- 通学手段、通学距離や通学時間に変化があります。
- 部活動等で登校時間が早くなったり、帰宅時間が遅くなったりすることがあります。
- 公共交通機関を利用する機会が増え、行動範囲が広がります。

● 基本的な考え

交通社会の一員として、自分本位の行動は慎みましょう。
他人や社会の安全を考え、責任感を持って行動しましょう。



① 自転車に乗る時は

- 自転車は**軽車両**です。「自転車安全利用五則(図表参照)」を厳守しましょう。歩行者にやさしい安全運転を心がけ、並進禁止や信号遵守などの交通マナーを守りましょう。また、傘さし、スマホ操作、イヤホン装着などの「ながら運転」はやめましょう。法令等で禁止されています。
- 「もしも」のために
 - ・雨天等に備えて、常に雨合羽を携帯しましょう。
 - ・乗る前の日常点検、店舗での定期点検をしましょう。

ヘルメットで
頭部を守ろう！



② バスや電車等、公共交通機関に乗る時は

- 社会の一員として公共交通機関の利用時のマナーやルールを守りましょう。また、時間通りに運行するとは限りません。時間に余裕をもって利用し、登下校時における交通事故の防止に努めましょう。

③ 通学バイクを使いたいけど…

- 特別な事情による場合以外は、自動二輪車等での通学を認めていません。詳細は裏面を参照してください。

自転車交通事故の 被害者・加害者にならないために

自転車安全利用 五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外




- ② 車道は左側を通行




- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

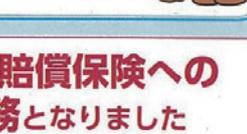



- ④ 交通ルールの厳守
(三人乗り・並進・夜間無灯火の禁止、
信号遵守と一時停止・安全確認)




- ⑤ 子供はヘルメットを着用
(高校生は努力義務)





自転車損害賠償保険への
加入が義務となりました

加入状況・内容を確認してください

【埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例：
平成30年4月1日施行・一部改正】

資料 12-2：生徒・家庭への周知（新入生向けリーフレット）・裏面

2019年4月から

県立高校における自動二輪車等の指導が変わります

指導の目的

高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指す

ポイント

- ①自動二輪車等の「三ない運動（免許取得・購入・乗車は禁止）」は廃止
- ②自動二輪車等の免許取得・購入・運転を希望する生徒及びその保護者は、学校に書面で届け出る
- ③届出後、学校は面談等を実施し、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任などについて共通認識を図る
- ④届け出た生徒は交通安全講習を受講する
- ⑤通学での利用に関してはこれまでと変わらず、特別な事情がある場合のみ許可

※自動二輪車等とは「原動機付自転車」及び「自動二輪車」を指します。

変更の経緯

- | | |
|------------|---|
| ○昭和50年代 | 高校生の自動二輪車等による暴走行為や交通事故死傷者数が増加 |
| ○昭和56年 2月 | 自動二輪車等の「三ない運動」開始
※その後30年以上経過し、暴走行為や交通事故死傷者数は大幅に減少、選挙権年齢の引下げなど高校生を取り巻く社会環境が変化 |
| ○平成28年 12月 | 「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」を設置 |
| ○平成30年 2月 | 委員会報告書において、「三ない運動」に代わる新たな指導と交通安全教育の充実が求められた |

入学生の皆様へ

自動二輪車等に乗車すると、交通事故の危険性が生じます。万一交通事故に遭うと、高校生活にも支障をきたします。

免許の取得を希望する場合は、まずは保護者の方とよく話し合ってください。

高校生として、交通社会の一員としての自覚を持ち、交通ルールや交通マナーを守り、自他の命を尊重しましょう。

保護者の皆様へ

自動二輪車等に乗車すると、交通事故の危険性や高校生活に支障をきたす可能性が生じます。

お子さんが自動二輪車等の免許の取得を希望する場合には、まずはその必要性や乗車による危険性などについて御家庭で十分に話し合った上で、学校に連絡するようお願いいたします。

※詳しくは、学校へお問い合わせください。

埼玉県教育委員会

埼玉県のマスコット
「コバトン」
「さいたまっち」



資料 13-1：交通安全講習開催要項

令和元年度 高校生の自動二輪車等の交通安全講習（北部）開催要項

- 1 目的
自動二輪車等の運転免許を所持し運転している高校生に対し、交通安全意識を啓発し、交通社会の一員となる自覚や資質向上を図り、必要な知識及び技能を取得させることを目的とする。
- 2 主催
埼玉県教育委員会
- 3 共催
一般財団法人 埼玉県交通安全協会
一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
- 4 後援
埼玉県警察本部
埼玉県高等学校安全教育研究会
埼玉県二輪車普及安全協会
埼玉県交通安全対策協議会
- 5 講習内容
 - (1) 講義 埼玉県警察本部交通部交通総務課
事故違反状況、交通社会の一員としての自覚、交通事故時の対応要領、等
 - (2) 実技講習 一般財団法人埼玉県交通安全協会 他
日常点検、乗車姿勢、ブレーキング、コーナリング、バランス、等
 - (3) 救急救命法 教習所職員
AEDの使用などの救急救命法、等

6 開催日時及び会場

【北部】

開催日：令和元年7月25日（木）8：10～12：30

会場：かごはら自動車学校

（住所）熊谷市拾六間町 726

（TEL）048-532-5111

日 程

	7:50	8:30	9:25	10:20	11:15	12:10					
	8:10	9:15	10:10	11:05	12:00	12:20	12:30				
受付	開講式	実技講習 I	休憩	実技講習 II	休憩	講義	休憩	救急救命法	移動・休憩	アンケート記入	閉講式

※ 参加人数によっては2班に分ける場合あり

資料 13-2：交通安全講習開催要項・続き

7 参加対象

運転免許を取得し、自動二輪車等を所有し運転する生徒。

(生徒は、原則通学する学校の地区の講習に参加する。但し、都合等により他地区の講習にも参加は可能とする。)

8 申込方法

別紙参加申込書により、県立学校部保健体育課長あて、メールで申し込む。

E-Mail a6960-07@pref.saitama.lg.jp

申込み締切 令和元年7月12日(金)

9 その他

- (1) 講習に使用する自動二輪車等は、原則として生徒が普段実際に運転している車両とする。
- (2) 生徒は所有する自動二輪車等を講習会場に乗車してくるか、保護者による搬送等で来場する。
- (3) 生徒及び保護者は、事前に車両点検を実施し、整備不良や改造がないようにしておく。
- (4) 小雨決行。ただし、荒天(台風等)の際には、前日までに学校へ連絡をする。
- (5) 生徒はヘルメット、手袋、運転免許証、筆記用具、雨具、タオル、飲み物等を持参する。
- (6) 生徒の服装は長袖・長ズボンとし、運動実技講習にふさわしいものとする。
- (7) 屋外での実技講習となるため、生徒は適宜水分補給をするなどし、熱中症対策を行うこと。
- (8) 講習終了後、受講者の情報を各学校に提供する。
- (9) 講習の実施にあたり、教職員の引率は必須としない。

資料 14-1：交通安全講習の受講生徒へのアンケート

令和元年度 高校生の自動二輪車等の交通安全講習
参加生徒アンケート

自動二輪車等の交通安全に関する次の質問にお答えください。

Q1 受講した講習の印象について、あてはまる番号を で囲んでください。

項目	大変 良かった	良かった	普通	あまり良く なかった	良く なかった
(1)実技講習	1	• 2	• 3	• 4	• 5
(2)講義	1	• 2	• 3	• 4	• 5
(3)救急救命法	1	• 2	• 3	• 4	• 5

Q2 講習を受けた感想を記入してください。

[]

Q3 自動二輪車等を運転しようと思った理由は何ですか。

[]

Q4 主にどのような用途で自動二輪車等を運転していますか。

[]

裏面もありますので、記入してください。

資料 14-2：交通安全講習の受講生徒へのアンケート・続き

Q5 1か月間で、自動二輪車等をどのくらい運転しますか。

(日・ 時間 くらい)

Q6 自動二輪車等の運転時に危険を感じたことはありますか。

1. はい 2. いいえ

「はい」と回答した人は、どのような時に危険を感じましたか。

[]

Q7 交通安全教育に関心はありますか。

1. はい 2. いいえ

「はい」と回答した人に伺います。関心を持ったきっかけを次の中から選んでください。(いくつでも結構です。)

1. 交通事故に関するニュース
2. 県や市町村の広報誌・ポスターなど
3. 交通安全のPRイベント
4. 交通安全教室・講習会
5. 通学路・街頭での交通安全指導
6. 交通事故にあった、又はあいそうになった
7. 他人の交通マナーが、良かった又は悪かったと感じた
8. その他(具体的には…)

Q8 交通安全について、日頃から実践していること、思っていることなど何でも自由に記入してください。

[]

本日は、お疲れさまでした。
これからも安全運転を心がけてください。

資料 15-1：二輪車の交通安全リーフレット・表面

自動二輪車等の交通安全リーフレット



交通安全のために

【交通事故の発生状況】

＜埼玉県内高校生の交通事故死傷者＞

	平成29年	平成30年	令和元年
自転車	913人	885人	827人
自動二輪車	31人	24人	23人
原動機付自転車	47人	32人	24人

各年1月から12月 埼玉県警察資料より

＜特徴＞

- 高校生の交通事故死傷者数は減少傾向にある。
- 自転車利用時の交通事故が最も多い。
- 事故の原因で多いのは
 - ・安全不確認
 - ・動静不注視
 - ・一時不停止
 - ・違反なし
- 交差点での事故が多い。

【交通社会の一員として】

○交通ルールの厳守と交通マナーの実践

自動車や自動二輪車等の運転者としてはもちろん、自転車や歩行者としても交通ルールを守り、交通マナーを実践しなければなりません。

移動手段それぞれに交通ルールやマナーがあります。

交通ルールを正しく理解して交通マナーを実践し、交通事故や交通違反の当事者にならないよう行動しましょう。



○運転者等の結果責任

自動車や自動二輪車等の運転者、自転車や歩行者が交通事故を起こした場合は、次のような責任を問われる場合があります。

- ・民事上の責任（損害賠償請求）※過去には5億円超のケースも有
- ・刑事上の責任（懲役刑・禁固刑・罰金刑・科料）※逮捕も有
- ・行政上の責任（運転免許の取消・停止等）※一定期間免許取得×

また、交通違反を犯した場合は、交通反則通告制度（青切符処理等）、運転免許の行政処分、刑事処分（裁判等）等が適用される場合があります。



○損害賠償保険への加入

自転車を利用する場合は自転車損害保険に、自動車や自動二輪車等を運転する場合は、自動車賠償損害責任保険への加入が義務付けられています。また、自動車や自動二輪車等の場合は、民事上の責任を補うためにも任意保険にも加入しましょう。



資料 15-2：二輪車の交通安全リーフレット・裏面

【交通事故の場合の措置】



交通事故を起こした場合の措置として、道路交通法第72条第1項で「緊急措置義務」と「警察への報告義務」が規定されています。これに違反すると罰則があります。交通事故を起こした場合は以下の措置を取ってください。

○負傷者の救護

まずは怪我をしている人がいるかいないかを確認する。負傷者がいれば、負傷者の手当てをしたり、周囲の人に手伝ってもらうなどしたりし、負傷者の救護を優先する。必要により救急車（119番通報）を呼ぶこと。



○危険防止の措置

救急車や警察を待つ間は、道路上ではなく、安全な場所へ移動すること。移動できない場合は、事故が起きていることを周囲にわかるような措置を取ること。（例えば、発煙筒を焚く。後方から進行してくる運転者に見やすい位置に三角表示板を置く。など）



○事故の届出

単独での些細な事故であっても、負傷者がいる大きな事故であっても、交通事故を起こした場合は、必ずその場で警察（110番通報）に通報して、事故の届出をする。 ※交通事故を起こした場合は、学校、保護者にも連絡をすること。 また事故当初は痛み等がなくても、必要により医療機関での診断を受けること。



【交通安全活動への積極的な参加】



○自転車利用者

自転車を利用している生徒は「自転車安全利用五則」を厳守し、学校で実施している自転車の交通安全指導や県教育委員会主催する講習を通じて、知識やマナーを身につけましょう。

○自動二輪車等の運転免許所持者

自動二輪車等の運転免許を所持し運転している生徒は、学校で実施している交通安全指導を受けるとともに、

講習会



「高校生の自動二輪車等の交通安全講習」（県教育委員会主催）

に必ず参加して、知識と技術を身につけましょう。



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

充実した高校生活を送るためにも、交通社会の一員としての自覚を持って、交通ルールを守り、自他の命を尊重しましょう！

埼玉県教育委員会

令和2年3月



一般社団法人 日本自動車工業会 二輪車委員会

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館

発行：2021 年 1 月